

資料

国際法協会第六七回（一九九六年）
ヘルシンキ（フィンランド）大会報告

国際法協会（International Law Association）の第六七回世界大会は、一九九六年八月一日から一七日にかけて、ヘルシンキで開催された。会議の日程は、次の通りであった。

第一日（八月一日）

午前 登録

午後 登録、歓迎会（教育省）

第二日（八月二日）

午前 理事会、閉会式

午後 歓迎会（ヘルシンキ市評議会）、①ワークショップ

1 「国際社会における司法権と裁判制度」、②難民認定手続、③海洋汚染に関する沿岸国管轄、歓迎会（法務省）

第三日（八月三日）

午前 ④国際民商事訴訟、⑤犯罪人引き渡しと人権、⑥国際通商法

午後 ⑦持続可能な開発の法的側面、⑧軍備管理・軍縮法、⑨国際養子縁組、⑩文化遺産法、⑪国際人権の法と実行、歓迎会（日本大使館）

第四日（八月四日）

午前 ⑫ワークショップ2 「グローバル化した金融システムにおけるリスクの管理と処理」、⑬海上中立、⑭水資源、⑮地域経済開発法

午後 ⑯宇宙法、⑰証券取引法、⑱国内避難民、⑲域外管轄権、歓迎会（外務省）

第五日（八月五日） 休日

第六日（八月六日）

午前 ⑳ワークショップ3 「国際商事仲裁の最近の発展」、㉑国際通貨法、㉒国内裁判所における国際法、㉓国家

承継法の諸側面

午後 ㉔国際商事仲裁、㉕慣習国際法の形成、㉖フェミニズムと国際法、㉗ワークショップ4 「国際法協会の将来」、晩餐会

第七日（八月七日）

午前 理事会、総会、閉会式

この大会は、ヘルシンキ市内のヘルシンキ大学で開催された。参加者は三九ヶ国から約三五〇名（同伴者を含めて約五〇〇名）であり、日本からは二四名（同伴者を含めると三五名）の参加者があった。

以下は、大会での議論の要旨である（なお、各要旨には右の日程表の番号に対応する番号を付している）。

（道垣内正人）

① ワークショップ1 国際社会における
司法権と裁判制度

① このワークショップは、研究企画委員長のクロフォード（J. Crawford）教授が議長とし、五人のパネリスト——ボイル（A. E. Boyle）教授、デューガル（J. Dugard）教授、ウェット（R. Wedgewood）教授、ベックシュティール（K. H. Böckstiegel）教授、ゴウラン・デューバ（V. Govlland-Debbas）教授——により構成されたが、個々の論点ごとに、数人のパネリストが発言し、それについて、討議を行うという形式で進行した。はじめに議長が、国際司法裁判所（以下、ICJ）、海洋法裁判所、WTOの紛争解決システムなど、裁判制度が多様化する中において、裁判制度の機能やその内部改革が重要な問題となっており、英国の国際比較法学会が研究部会を設立して、ICJの手続きや実効性に関する研究を継続していることの紹介も含めて、本ワークショップの重要性を説明した。さらに議長は、国際裁判所（とりわけICJ）の内部改革・国際裁判所（ICJ）、ルワンダやユーゴに関する国際刑事裁判所・将来設立予定の国際刑事裁判所・国際商事仲裁・WTOの紛争解決手続き等を含む、の相互関係・国際裁判機関と政治機関との関係等を、具体的論題として提起した。

資料
二、最初に、とくにICJに関して、管轄権及び請求の受理可

能性等の先決問題の側面・実体的側面・制度的側面について、パネラーの発言を受けて、討議が行われた。

(1) ICJにおける先決問題の処理について、議長が、ICJ管轄権の合意性に関して、ニカラガ事件、ナウル事件等、ICJが「管轄権の推定（presumptive jurisdiction）」には、否定的であるとの発言をしたのに対して、紛争が真に国際法に基づきものである場合には、ICJは必ずしも管轄権の推定を否定してはいないという見解もあった。デューガル教授は、原告の「法的利益」の認定について、南西アフリカ事件では、ICJはこれを限定的に解釈する厳格な立場をとったが、バルセロナトラクション事件では、普遍的義務概念の採用において、将来、「法的利益」概念を拡大し、原告適格を広げる可能性を示し、他方で、東チモール事件では、南西アフリカ事件への回帰の傾向をみせているとした。ウェッジウッド教授は、核兵器使用の違法性に関する勧告的意見について、WHOに関しては、そもそも勧告的意見の請求資格の点で疑問であったとした上で、国連総会の請求に応じて、ICJが実体的判断を行ったことに関しては、ICJを批判した。すなわち、紛争が政治的性格をもつこと、しかも、勧告的意見の請求形式が、抽象的で、一般原則の宣言をICJに求めるものであり、それは、ICJの権能をこえる請求であるというのが、その理由である。これに対しては、軍備管理・軍縮関連の国際法の発展という観点から、裁判機関による法的判断（judicial review）が行われることの意

義は否定できない、ICJの勧告的意見は、既存の国際法規則の確認と明確化に終始しており、その意味で、ICJは慎重な態度をとった、との反論もあった。ゴウラン・デューバ教授は、核実験事件で、ICJが仮保全措置命令を出したように、ICJには、より積極的な紛争への介入がのぞまれると発言した。

(2) ICJの実際の側面については、判決及び個別・反対意見が長大になる傾向があるが、個別の特定の事件を処理していることをあらためて認識すべきであること、さなければ、長大な reasoning は、特定の事件に関する reasoning としての効力を弱体化させるおそれがあるという批判が示された。これは、多様な議論や論旨の説明が必要である場合に、判決が長文化することもあるが、特に、常設国際司法裁判所時代の判決が、簡明・必要十分な内容であったことを思い起こすべきであるという趣旨であった。ゴウラン・デューバ教授は、ICJは、最大限の多数を構成するように努力すべきであるとの見解を述べた。

(3) 制度的側面については、ゴウラン・デューバ教授が、訴訟手続きが長期化しすぎていることを指摘した。フロアからは、議長の名を受けて、上記の英国研究グループの一員であるシンクレア (I. Sinclair) 教授が、財政的危機等の機構的問題にもふれた上で、ICJの実効性を高めるための長期的検討が必要であることを強調した。

三、次に、国際裁判制度の多様化と相互の関係、及び、裁判機

関と政治的機関との関係が議論された。

第一に、ボイル教授が海洋法裁判所をとりあげ、同裁判所の成立経緯を紹介した上で、ICJとの明白な相違としては、①強制管轄であり、その結果として、ICJよりも広い範囲の主体間の紛争に管轄権をもちうること、②訴訟当事者が国家に限定されていないこと、を指摘した。さらにボイル教授は、ICJとの関係でこうした相違をもちながらも、海洋法裁判所は、ICJと補完的に機能していくことが望ましいとした。ベックシュティール教授は、裁判所の構成という観点から、ICJの事件数が少ないのは、裁判官の構成が国家にとって満足のいくものではないことが主要な要因のひとつとなっており、海洋法裁判所と、ICJの双方が管轄権をもちうる事件については、裁判官の構成が当事国にとって好ましい方に、事件が付託されるであろうと述べた。

第二に、国際刑事裁判所について、デューガル教授は、条約により国際刑事裁判所が設立されることは、ルワンダや旧ユーゴに関する国際刑事裁判所が国連安保理決議により設立されるのに比べて、望ましい発展ではあるとしながら、かかる設立条約が多数の国の批准をえられるかについての懸念を示した。

第三に、国際商事仲裁について、ベックシュティール教授は、事件処理手続きの発展が著しく、迅速な解決がはかられることが、紛争事件数の多さの要因であると指摘した。

第四に、WTOについて、議長の指名を受けたピーターズマ

ン (E. U. Petersmann) 教授は、紛争解決手続きの成功要因として、①強制管轄及び多数の紛争付託合意の存在、②六ヶ月という迅速な処理、③制裁の実効性等を挙げた。議長が、紛争の本質が環境問題にあるような場合であっても、なぜWTOの解決手続きが利用されるかという問いに対して、ピーターズマン教授は、同手続きの実効性、小国が、同手続きの実効的メカニズムに期待して紛争を付託する傾向、をその理由として説明した。

第五に、これらの多様化する国際裁判手続きの相互関係、及び、裁判解決手続きと政治的手続きとの関係について、バネリストから、次の見解が示された。ボイル教授は、管轄権の細分化 (fragmentation) が、裁判機関の権威を失墜するという批判があるが、複数の裁判機関が競争的によりよい判決の判示をめざすことが、より説得力のある解決を導く原動力となるとした。ゴウラン・デューバ教授は、ICJでも、海洋法裁判所のように、国家以外の主体が訴訟当事者となることを認めるべきであるとした。ゴウラン・デューバ教授は、紛争自体に「政治的」「法的」の区別はなく、解決のメカニズムにそうした区別があるにすぎないとして、ロッカビー事件においては、両者のメカニズムの機能的並行主義の限界が示されたと主張した。ウェッジウッド教授は、国際刑事裁判所が、政治的機関（とりわけ安保理）に從属する危険性を危惧した。

資料

四、最後に、上記の議論を前提として、一般的討議が行われた。

政治的機関と司法機関との関係という問題に関しては、フロアから最近国連は、国際刑事裁判所のような裁判機関の設立に腐心しているが、裁判所とは性格の異なる、事実認定を主要な機能とする機関の設立という実践がかつてあり、政治的機関が、こうした紛争解決機関を設立することにも注目すべきであるという見解が示された。ゴウラン・デューバ教授は、裁判機関と政治的機関との関係について、国際裁判機関の「司法の独立性」を、国内裁判所のそれと同様に考えるべきではないとした。ウェッジウッド教授は、ICJは、アカデミズムの場ではないことを認識すべきであって、レファラールメカニズムの発達に望まれること、裁判機関は、政治的機関 (security body) に從属するのではないが、これと歩調を合わせて行くべきであるとした。デューガル教授は、裁判機関について、国家以外の、NGO、その他の主体を訴訟当事者と認め、また、より広範な事項管轄を有する裁判機関の発達が望まれるとした。ボイル教授は、司法判断 (judicial review) と政治的機関、とりわけ安保理との関係について、安保理の活動に関する直接的な司法判断の手続きが欠如しており、かかる手続きの担保が望まれるとした。

本ワークショップは、冒頭の議長の説明にあるように、多様化する国際裁判制度の現状をとらえた、意欲的な試みであったし、個々のバネリストの発言においても、様々な興味深い論点が提起された。ただ、きわめて広範な広がりをもつ論議設定で

あったためか、多くの重要な論点をめぐって、相互にかみ合った議論が行われたとは必ずしもいえない。本ワークショップの意義は、国際社会では、裁判制度をめぐりこのように多岐にわたる論点が存在し、それらが複雑に関連せざるをえないことを、あらためて認識した点にあったといえよう。

(兼原敦子)

② 難民認定手続

難民認定手続 (Refugee Procedure) に関する委員会は一九九六年八月一日午後三時から Hungdah Chiu (台湾) を議長として行われた。本委員会は前回のプエノスアイレス大会に次ぐ二度目の会合であるが、今回初めて中間報告書が提出された。この報告者は共同報告書である Guy Goodwin-Gill (カナダ) と Walter Kalin (スイス) 両教授の手になるもので、その後二度にわたる起草委員会の討議を経て作成されたものである。先ずその内容を以下に略述する。

報告書は、本委員会の扱う主要問題が、(1) 国際法から見た手続上の一般的要請に関する問題と、(2) 戦争、内戦、暴力を伴う一般的状況からの保護を求める人道的難民の入国から生じる一次的保護の問題であるとしたうえで、一九七七年に UNHCR 計画執行委員会が勧告した認定手続やそれ以来各国が採用した手続が一九八〇年代の難民の大量発生により十分機能

しなくなったことを指摘し、認定手続の役割、範囲などを再検討する必要性を強調している。そして、各国は認定を迅速に行うことと国際的保護を必要としない者を除外することが濫用を減少し、認定を実行可能なものにするために必須であるとの認識では一致しているとするが、その際の各国の手続に見られる次のような問題点を取り上げている。

(1) 適正手続 これには通訳の提供、聴聞その他の手段によって得られる証拠に基づく認定、不認定処分に対する文書による理由の開示、などが含まれる。(2) 不服申立てまたは再審第一次審査に当たっては認定に最も適した立場にあることは事実であるが、再審を法的問題に限ることは誤認を矯正し国際義務を履行するためには最も効果的な方法とはいえない。他方、大量の難民流入に効果的に対処するためには申請の濫用または明白な根拠を欠く申請については再審手続を制限することも必要な場合がある。(3) 手続へのアクセス 公正で能率的な手続へのアクセスは UNHCR の保護政策の最も重要な原則であることに変わりはない。しかし、大量難民の流入に際して、各国は「安全な第三国」などの様々な工夫を用いている。このような場合、公正な認定手続が保障されているならば、ノン・ルフールマンは遵守されるが、申請の時間的制限、義務の範囲の地理的制限、特定の集団に影響を及ぼす政策的理由などによって妨げられている。受入れ国に何らかの専属的責任を課することが庇護申請者に公正な機会を保障する一層包括的制度を確立

する第一歩であると考えられる。(4) 聴聞と認定 聴聞は申請者と証人の信憑性に向けられている。各国の手続はそれぞれの司法・準司法・行政のモデルに依拠しているが、異文化交錯に適した認定モデルの開発を含む方法を考慮する必要がある。また、難民の地位の終了に関する手続についてはこれまで殆んど注意が払われてこなかったが、一時的保護が地域的レベルで発展すれば、そのような制度のもとでの特別な手続的要請を早急に検討することが求められる。以上の手続上の問題点は今後委員会が検討すべき多くの問題を提起しているが、それは以下の六点にまとめられる。(1) 難民認定手続の人的・実質的範囲、(2) 国際法の観点からみた適正手続、(3) 手続上の責任の国家への帰属、(4) 領域外で適用される手続、(5) 特定の手続上の問題、(6) その他の手続上の問題、である。

委員会の取り扱う第二の問題は一時的保護である。これは一九九〇年代に旧ユーゴの難民について用いられた概念であって、本国の紛争解決によって帰国が可能になるまでの間、追放・送還からの保護と人権の尊重を計るものである。またこの概念は、内容は少し異なるものの、ウェトナム難民やアフガン難民にも適用されたものである。委員会はこの概念が国際難民法と国際人権法の基本的価値と両立するものかどうかを以下の論点について再検討しようとするものである。

(1) 一時的保護の理論的根拠 一時的保護は現代の難民法に見られる二つのギャップを埋める手段であると考えられる。

一つはノン・ルフールマン原則と庇護の裁量的性格の間のギャップであり、もう一つは条約難民に保障されている保護と武力紛争や系統的で大規模な人権侵害から逃れるために本国を去ることを余儀なくされているより大きな集団（いわゆる事実上の難民）に対する保護の間のギャップである。(2) 一時保護に適した状況 これは、国境を越えて本国から逃れ、他国に避難する大量の難民が存在する場合と、これらの者が戦争、内戦あるいは一般的暴力状況といった一般的危険状態から逃れている場合である。一時的保護の適用に追加的な条件が必要かどうかという問題が生じる。その要件としては、帰国を可能にする状況の回復を求める国際的プロセスの存在と、一時的保護の必要性が適切な政府間会議で、UNHCR との協議に基づき、討議・決定され、且つ（又は）分担のメカニズムが確立していること、である。(3) 受益者 旧ユーゴの避難民に一時的保護を与える要件として、紛争・暴力地域から逃れた者であること、種族的、宗教的迫害から逃れる者を含む人権侵害にさらされている者であること、個人的事情に基づくその他の理由によって保護が必要と思われる者を挙げており、多くの国はこれに従っている。これらの者の中には難民条約の定義に該当しない者があるが、アフリカ難民条約やカルタヘナ宣言などの地域的文書に定められているより広い難民の概念に該当する者である。(4) 国内の認定・庇護手続との関係 一時保護を受ける者の中には真の難民も含まれているのであるから、一時庇護を

与えた者を認定手続から排除することは難民条約当事国についてはその義務と相入れない。各国は三つの方法でこれに対処している。①一時保護と庇護手続のいずれかを選択できる国では自由選択を認めている。②一時保護の期間が限られている国では一定期間後の自動的認定を認めている。③在留期間の最後に庇護手続を認める国もある。UNHCRは、一時保護を受ける者が難民の地位の申請を妨げられるものではないが、一時保護を受けている間はその申請は停止されるものとしている。

(5) 一時保護期間中の権利 この中には最低限ノン・ルフールマンの原則と基本的人権の享有が含まれる。UNHCRは避難国での在留が長引く場合には避難民の取り扱いを徐々に改善することを求めているが、国家実行は様々である。(6) 一時保護の終了 紛争又は類似の暴力状態が終わった後、安全と尊厳を伴う帰還が可能な場合は、一時保護は終了し得ることが一般に認められている。このような帰還に関しては、帰国の権利、安全、監視、援助の四つの観点からの検討が必要である。(7) 自発的帰国との関係 安全と尊厳を伴う帰国が可能であっても、難民条約上の保護を求める正当な理由を有する者を強制的に帰国させることはできない。UNHCRは、保護に関する議論は、自発的帰国を本人の意思にのみ依存するという観点から、難民キャンプ、受け入れ施設、故郷などにおける安全状態の確保に向けられることが肝要である、と述べている。最後に、委員会が今後検討すべき問題として、概念上の問題、

一時保護を与える際の問題、一時保護期間中の地位、解決策などが挙げられている。

当日の委員会では、報告者Klein (スイス) が報告書の説明、特に認定手続と一時保護を結合した理由を説明した。その後討論が行われ、川島 (日)、Rissanen (フィンランド)、Gaplinski (ポーランド)、Hoffmann (ドイツ)、Liao (台湾)、Wilberforce (英) などが発言したが、今回は実質的に最初の会合であったこともあって、今後の検討に際して重要と思われる点をそれぞれの立場から指摘するものが多かった。

(川島慶雄)

③ 海洋汚染に関する沿岸国管轄

この委員会 (Coastal Jurisdiction Relating to Marine Pollution) の作業部会は、ヴィキエーナ (Oregon Vicuna) 教授 (チリ) が座長を務めて開催された。まず委員長であるスーンズ教授 (Alfred Soons) (オランダ) および報告者フランクス教授 (Erik Franckx) (ベルギー) (日本支部の委員は奥脇直也教授) が報告書について簡単に説明した後、質疑応答がなされた。

冒頭まずスーンズ教授が、一九九二年以来のこの委員会の活動の経緯を説明し、この委員会が扱う主題が海洋法条約の発効に伴って現に進行中の国内法整備や国家実行に関する資料・情報を収集するという新たな方法をとっており、今回の報告書は

委員会として提出する最初の公式の報告書であるが、まだ中間的なものであること、委員会に参加している国は二五ヶ国にとどまっております。報告書の内容は必ずしも世界全体の一般的な傾向を示すものとはいえないこと、今後とも、委員会に委員を出していないアフリカ諸国を含めて、広く各国の国家実行の蓄積をフォローしていく必要があること、その意味で今回は実質的な内容のある決議案は提出しないことを表明した。

ついで報告者フランクス教授は、この委員会が現在取り上げている二つの問題、すなわち (一) 強制的航行管制システム (mandatory vessel traffic system, VTS) (二) 海洋法条約第二二部の船舶基因汚染に関して規定されている「一般的に認められた国際的規則および基準」の解釈適用について、それぞれ委員会の作業の進捗状況を報告した。まずVTSについては、とくに国際海事機構 (IMO) における海上生命安全安全条約 (SOLAS) の改正審議の現況、またフランス、オーストラリア、マレーシアなど各国におけるVTS設置への動向が紹介された。ただ同時に、IMOの枠内でのVTSの審議でも必ずしも諸国のコンセンサスは得られていない現状にかんがみて、委員会として何らかの結論を出す段階にはなく、今後の各国の国家実行をさらに注意して見ていく必要があるとした。後者に関しては、規範的文書の形式や拘束力の有無よりも、どういう国際的な規則および基準が実際に国家実行の中で受け入れられているかを検討していく必要があると指摘した上で、IMO系列の条約が

「一般的に認められた国際的な規則および基準」とされているが、それが非当事国にまで適用可能であるかどうかなど、慣習法概念との関係で複雑な理論的問題を生じることが指摘された。質疑応答の要点は次のような点にあった。まず委員会が二つのテーマを取り上げた趣旨に関して、VTSの問題と「国際規則および基準」の問題とが関連したテーマとして取り上げられているのかどうかとの質問が出された (E. Molenaar)。報告者からは委員会の任務は今のところ試行錯誤でできるところからやるといふことにあり、両者には特に関係がない。またVTSがIMOで採択されても、それが第二二部の意味での国際規則および基準となるわけではないということが示唆された。これはVTSは、沿岸国が自国沿岸の環境汚染を防止するという個別国家の利益の観点から導入が主張されているのに対して、沿岸国の執行は国際基準の実効性を確保するために認められるものであり、原則的には国家の個別利益を超える海洋環境全体の保護を確保することを目的とするものであって、保護法益が異なるからである。この点に関連して、強制的VTSはとくに北海などの地域的な事情が絡んでおり、これまでの船舶通報制度のような一般性をもつか (P. Patel)、あるいはVTSのような機能的または実際の運用上の問題と国際規則および基準に関する海洋法条約の解釈適用上の問題の両方を報告書に含むのは範囲が広すぎるという疑義ないし疑問が提起された。これに対してスーンズ委員長は、今のところこれらに関する国家実行に

ついで情報を収集している段階であり、将来絞り込んで検討するのに適しいテーマの選定のためにも、当面、委員会の任務を広く確保しておく必要があると指摘した。

第二に、「一般的に認められた国際的規則および基準」については、その拘束力を慣習国際法で説明したり、普遍的義務 (obligation erga omnes) として説明したりすることから多くの理論的問題が生じることが指摘され、これを受けて報告書における「国家実行」概念の中身に関して、IMO の法定立過程における各種の文書や討議の内容や、実効性という点からは重要とされる海運企業団体の業界内部規則 (private rules) などが、国際的規則および基準の証拠としての実行に取り込みうるかという問題について質疑がなされた (P. Birnie, P. Peters, 他)。スーンズ座長は、業界内部規則のようなもので自主的に上乗せ基準を採用することはもちろん可能であろうが、海洋法条約が規定する国際基準はあくまで、沿岸国が外国船舶に介入できる許容限度を確定するものであることを指摘した。

結局、引き続きこのテーマについて各国の国内実行に関する資料収集の作業を進めるよう委員会に要請する決議が採択された。

(奥脇直也)

する金銭債権の仮差押) を目的として、実務に役立つことを意図としたものである。

二 第六七回大会における当委員会の状況

ヘルシンキ会議では、八月十三日九時三〇分から、マンロー・リー氏 (米国) が座長となり、国際民事保全処分についての当委員会のもとめた諸原則についての報告と参加者からの質疑、これに対する応答があった。

まず、ナイ氏 (委員長、オーストラリア) が概括的な報告をし、次いでマクララン氏 (報告者、英国) が委員会でもとめた諸原則についての説明をした。それに加えて、キンシュ氏 (ルクセンブルグ) が大陸法の観点から、モラー氏 (フィンランド) がスカンディナヴィア法の観点及びハーグ国際私法会議における外国判決の承認・執行委員会の委員長としての立場から意見を述べた。参加者からは保全処分の国際管轄権、本案訴訟の管轄権と保全処分の関係、債務者の財産の所在についての開示、外国保全処分の承認などの問題について、質問あるいは意見の表明があった。そして、当委員会の作成した原則を国際的立法作業における一つの参考としてハーグ国際私法会議及び国際連合国際商取引法委員会に送付し、また、各国の立法当局にも知らせるよう国際法協会において取計らうことを要望する旨の決議を採択した。当委員会のもとめた原則の要旨は後に掲げるとおりである。

資料 三 今後の活動

④ 国際民事訴訟

一 第六六回大会以後の活動

当委員会は第六六回大会 (一九九四年八月、ブエノス・アイレス) で不法行為訴訟の国際裁判管轄権についての検討結果を報告した。それによれば、不法行為訴訟は、いくつかに類型化されるとはいえず、かなりの数になり、しかも管轄権を決定すべき要因はさまざまであるため、条文の形または一定の原則にまとめ、国際法協会の決議の形にすることはまだ困難であると考え、委員会での検討の結果を論文集として公表することとした (McLachlan and Nygh, *Transnational Tort Liability*, 1996, Oxford University Press)。

当委員会は、不法行為訴訟の管轄権の問題のちに、国際民事保全処分 (Provisional and Protective Measures) の問題を取りあげ、各委員が国際的な民事保全処分に関する自国の法制について報告書を作成し、これをもとにワシントンとミュンヘンでの二度にわたる会合で、国際的に妥当と思われる原則の作成を検討した。そして、大陸法系諸国と英米法系諸国のいずれにおいても、多少の修正を加えるならば国内法としても受容れることができると思われる原則 (Principles) をまとめた。この原則は二二項目にわたるが、争のある法律関係の現状を固定することと財産の仮差押 (とくに、銀行預金等の第三債務者に対する

当委員会は、次に、国際裁判管轄権の否定の問題と法人に対する国際裁判管轄権の問題をとりあげる予定である。前者については、各国の状況は国際比較法学会でまとめているので (Fawcett (ed.), *Declining Jurisdiction*, 1995, Oxford University Press)、当委員会ではこれをもとにして国際的な原則を検討することを予定している。

国際民事保全処分に関する原則

この原則の適用範囲

一 この原則は民事訴訟における (a) 訴訟上争いのある法律関係の現状の固定、または (b) 終局判決による執行のための財産の保全を目的とする。

二 この原則は民事保全処分一般に適用されることを予定しているが、とくに前項 (b) の場合における銀行預金の仮差押を考慮して作成されたものである。

救済の性格

三 各国は終局判決による執行の対象となる財産の保全について差別を設けてはならない。

四 保全処分は裁判所の裁量によるが、(a) 準拠法により、本案について求められている立証よりも、立証の程度を緩やかにすべきであり、(b) 申立人の蒙る不利益が相手方の蒙る不利益よりも大きいことを立証しなければならぬ。

五 相手方は法人名義を利用する方法で財産を隠して

はならない。

六 申立人は、法律上定められている保全処分命令の適法な送達及びその効果にかかわらず、保全処分命令をすみやかに相手方に通知する措置をとらなければならない。

七 相手方は相当な期間内に審尋をうけ、保全処分命令に異議を述べる機会を与えられなければならない。

八 裁判所は、保全処分によって相手方又は第三債務者に生ずる損害について、申立人に保証の提供若しくは他の条件を課すことができる。保証の提供については、裁判所は、相手方又は第三債務者の損害に対する申立人の弁済能力を考慮しなければならない。

九 各国は、法令又は裁判所の命令において、相手方の財産の存在に関する情報を知るための規定を設けなければならない。

付随的手続

一〇 保全処分の管轄権は本案訴訟の管轄権とは別のものとすべきである。

一一 保全処分の執行の対象となる財産が存在する場合には、当該財産の所在地は、その保全処分について管轄権を有する。

一二 裁判所は保全処分を認めるについて、保全処分の申請された地（本案の裁判管轄権のある場合）又は外国（ただし、その外国に本案訴訟の管轄権があっても、そこでな

れた判決が内国で執行することができない場合を除く）において合理的な期間内に本案訴訟が提起されることを条件とすべきである。

一三 保全処分は一定の期間効力を有するものとする。裁判所は保全処分の更新については本案訴訟の進行状況を考慮しなければならない。

一四 本案訴訟の係属する裁判所は、相手方の申請により、他の国でなされた保全処分について、とくに訴訟の全容及び請求金額からみて保全処分が全体として適当であるかを考慮し、監督する役割を有するものとすることができる。

一五 申立人は外国での保全処分及び本案訴訟の状況について、裁判所に知らせなければならない。各国は、裁判所に権限があるときは、裁判所が外国の権限ある当局と直接連絡をとることを妨げないものとする。

地域的適用範囲

一六 本案訴訟の管轄権を有する裁判所は、相手方に対して、その財産の所在地にかかわらず、財産の移転を禁ずる保全処分を命ずる権限を有するものとすべきである。

一七 本案訴訟の管轄権を有せず、保全処分の管轄権のみを有する裁判所は、その管轄権のもとにある財産に限り、その権限を行使するものとする。国際法上の原則の存在する場合を除き、財産の所在地は各国の法令（国際私法を含む）の定めるところによる。

外国保全処分の承認及び司法共助

一八 裁判所は、当事者の申請により、外国でなされた保全処分を考慮に入れることができる。

一九 裁判所は、外国裁判所の保全処分命令を実施するために、必要に応じて外国裁判所に協力し、内国において適当な措置をとることを考慮しなければならない。

二〇 前項の趣旨を実現するには、外国でなされた保全処分命令の承認を必要とし、保全処分命令が終局判決でないことをもってその承認又は執行の障害としてはならない。

差押による管轄権及び財産の所在による管轄権

二一 差押えた財産の価額を限度とするか否かわからず、裁判所が保全処分を命じたことのみを理由に本案訴訟の管轄権を有するものとはならない。

暫定的支払

二二 国内法にもとづく暫定的支払（例えば、終局判決で変更されることのある、申立人への金額の支払）は国際的な訴訟においては保全処分とはみなされない。

（高桑 昭）

⑤ 犯罪人引き渡しと人権

資料
逃亡犯罪人引き渡しと人権委員会は八月二三日午前開催された。委員会で共同報告者の Dugard 教授（南ア）が、第六

六回ブエノスアイレス大会（一九九四）での議論を受けて今年二月にイタリアで開催されたワークショップでの討議をもとにして作成した第二報告書の概要を説明し、委員長 Dugard 教授（アメリカ）が出席者からの質疑の応答に主に当たった。

報告書はまず、犯罪人引き渡しの伝統的な拒絶事由の検討を行う。人種、宗教、民族的出身、政治的意見等を理由とする処罰、拷問または公平な裁判の拒否、特別裁判所による裁判、欠席裁判による有罪判決といったような人権保護と直接の繋がりがある引き渡し拒絶は当然であるとして、人権とのつながりがそれほど明確でない引き渡し拒絶事由を主に検討する。これらの内、引き渡し条約の存在は犯罪の国際的抑制の点からは障礙となる場合があるものの、人権保護の観点からは必要であるとした上で、特に、双方可罰性、特定性、一事不再理の原則等について検討しそれらの必要性を認める。しかし、政治犯不引き渡しの原則についてはジュネサイド条約、アバルトヘイト条約あるいは航空機の不法な奪取防止、外交官に対する犯罪防止等についての多数国間条約によって不引き渡しから除外され、戦争犯罪や人道に反する犯罪等の慣習国際法上の犯罪には適用されないことになっており、再検討の必要がある。報告書はこの原則を国事犯等の純粹の政治犯及び圧制に対する抵抗に際して重大な犯罪を犯す人に限定すべきものとする。

多くの多数国間又は二国間の犯罪人引き渡し条約は、請求国において個人の基本的な人権保障が危うい場合には引き渡しの拒

絶を規定するが、他方で、多くの国は国際人権規約等の下での人権保護義務を受け入れているとはいえず、引き渡しに際してその義務履行について明白な規定を持たない。従って、将来引き渡し条約或いは引き渡し法において一般的な人権条項を規定する必要があることが示唆されている。

引き渡し手続きにおける人権保護について、従来、国際人権規約等の人権条項は引き渡しが行行政手続であって裁判手続きではないとの理由でその適用は問題とされなかった。が、個人の人権をその段階で保護するためには、裁判所が関与する聴聞手続きがとられる必要がある。これに関連して報告書は引き渡し犯罪にかかる証拠を請求国から受け取る必要があり、それらが得られなければ引き渡しそのものを拒絶するべきであろうとする。

条件付き引き渡しについては特に特定性の原則、死刑の不科刑、犯罪人が被請求国の国民である場合の判決執行のための被請求国への移送の容認等が特別の条件となるが、問題はこれらの条件の履行が実証できるかである。領事または外交機関がモニターする事もできるが、その確認について請求国と被請求国間で合意する必要がある。また NGO による検証活動も考えられる。

引き渡し又は訴追かの原則 (*aut dedere aut iudicare*) は多くの多数国間条約で規定されているが、この原則を引き渡し手続きの原則とすることは、被請求国が引き渡し拒絶の事由と

して利用したり、請求国の低い人権水準の国際水準への引き上げ努力への動機付けを失なわせるので、適当でないであろう。

以上の説明の後に報告書は次の五点を勧告する。まず、引き渡し請求が、人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見、性又は社会的地位を理由として訴追し、処罰する目的でなされ、又は引き渡された者の地位がこれらの理由によって害されると被請求国が信じる場合、及びその者が請求国において拷問、又は残虐な、非人道的な又は品位を損なう取り扱い又は処罰を受けるであろう場合、又は自由権規約第一四条(公正な裁判を受ける権利)に規定する最低限の保証を受けない場合は、引き渡さない旨の規定を引き渡し条約と国内法で定めること。第二に、国家は双方可罰性、特定性、一事不再理、政治犯不引き渡し等の伝統的な引き渡しの拒絶事由を保持すること。第三に、引き渡しの国内手続きを国際人権規範に対応させること。特に自由権規約第一四条に規定する最低水準を確保するとともに引き渡しの対象となつてゐる者がそれらの権利を主張できるようにし、また裁判所の審理を保証し、裁判所の最終的な決定に基づいて引き渡すこと。ここでは不審査の原則を適用すべきではないこと。第四は、請求国が公平な裁判なしに処罰する意図があると思われる場合には、引き渡しに条件をつけること。最後に、NGO は引き渡し手続きにおける人権保護に自らの役割を果たすこと、である。

この報告に続いて、出席者から多くの質疑、コメントが寄せ

られた。中でも、不引き渡しの対象となる政治犯罪をどの範囲におさえるかの政治犯のカテゴリー化の問題、バンナム機、U TA 機の爆発墜落事件の犯人引き渡し問題、被請求国における引き渡し手続きへの司法権介入の必要性、一般人権条項保障のためのより詳細な規定の必要性、NGO の司法に関連する活動の是非等について論議が展開された。

委員会は今後、これらの討議の結果を踏まえて、双方可罰性と人権保護との関係、司法共助条約と人権保護との関係、引き渡しに関する紛争解決のための国際的メカニズム等を更に検討して、引き渡し手続きにおける人権保護のための条項の草案作成を予定している。

(辻 健児)

⑥ 国際通商法

資料

ヘルシンキ大会国際通商法委員会は、ジェレミー・カーバー弁護士(イギリス)を座長として、八月一日午前九時三十分―十二時三十分開催された。オッパーマン議長(ドイツ)は、本委員会と持続的發展委員会および地域の経済統合委員会との調整の必要性に言及した。同教授は、「一九九五年一月に発効した WTO 協定は、紛争解決メカニズムを通じて国際通商法ルールを強化しようとする。WTO は、サービスや TRIP (貿易関連の知的所有権) のような新分野に拡張される反面、

電気通信の交渉は先送りになり、海上運送サービスの交渉は行き詰まった。一九九六年一月二日にシンガポールで開催予定の閣僚会議は、競争、環境、投資および労働基準と貿易との関係のような新課題について交渉しようとしている」と述べた。

共同特別報告者の一人である E. U. ビータースマン教授(スイス)は、本委員会の第二次報告書第二章「GATT/WTO の紛争解決制度における進展」に基づいて、「WTO の第一年目(一九九五年)に三〇以上の締約国が紛争処理機関に二五件提訴しており、そのうちの二三件は開発途上国——GATT 時代には通常、被提訴国であった——が提訴した(例、ベネズエラとブラジルが提訴した米国防務事件、勝訴)。一九九六年も同数の利用があることは、この制度への信頼を示す。WTO の紛争解決は、広範な管轄権を有し、強制的であり、制裁により強化されており、迅速である。パネルおよび上級委員会の報告書が、採択に反対するコンセンサスがない限り準自動的に採択されるという司法化は非常に重要である。紛争当事者がパネリストの初期認定にコメントするのを許容する中間審査も、不適切な報告書を防止する点で重要である。米国防務法上の Chevron 原理が条約法に関するウィーン条約三一条に適用されるか否かが、米国防務・リカ事件で明かにされよう」と陳述した。

もう一人の共同特別報告者である F. M. アボット教授(米国)は、報告書第三章「TRIP」に基づいて、「TRIP で

交渉されたルールが、環境、競争および労働基準と貿易との関係についての協定のモデルである。並行輸入に関して、知的所有権の消尽問題は締約国に委ねられている。知的所有権の属地性は、企業が当該権利および付随する生産・販売権を異なる領域間に割り当てることによって、その活動を分割するのを許容する。このような背景から、消尽と並行輸入は、WTOの基本原則に恐らく違反するであろう貿易の非関税障壁である。並行輸入は、商標権者から投資に対する期待収益を奪う反面、競争を促進し、商品・サービスの消費者に対するコストを低減する」と述べて、並行輸入の禁止に反対した。

ビータースマン教授は、報告書第四章「貿易関連の競争問題 (TRAM)」をつぎのように要約した。「競争関係の規定が、現行のWTO諸協定 (TRIM, GATS, TRIP等) に含まれている。貿易と競争に関するWTO委員会が設置されると、つぎのようなインターフェイスを説明するのに寄与しう。① GATTおよびGATS上の市場参入の約束は、政府によって支持された私的な市場参入障壁に対しWTO締約国をどの程度保護するのか? 私的な市場参入障壁に対するWTO紛争解決申立 (例、日本の自動車、同部品、フィルム、携帯電話の販売におけるいわゆる市場参入障壁に対するEUおよび米国による一九九五年の提訴) 件数の増加は如何に処理されるべきか? 定量的な輸入自主拡大 (VIE) 約束はWTO協定と両立するか? ② WTOセーフガード協定は、公益要件を導入し、VE

Rおよび輸出・輸入面の類似の反競争的慣行を明示的に禁止する。類似の要請が、他のセーフガード規定、例えば、生産者利益と一般的な公益 (例、消費者・納税者) とを比較衡量することなく、輸入品と競争する生産者への損害を一方に決定する反ダンピング措置にも導入されるべきであるか? ③「競争と貿易に関する多数国間協定」のためのEUのイニシアティブ (一九九五年) をWTO協定付属書四に含めることは、貿易ルール (例、生産者利益の一方的な重視) と競争ルール (例、一般的な消費者厚生に重点を置く) との対立を低減するのに役立つか? 実体的な国際競争ルールと内国競争当局間の協力手続をWTO協定に含めることは、法的に望ましいか、政治的に実現可能か? WTOの紛争解決制度は、私的な市場参入障壁に対する紛争解決に適しているか? 内国競争法における保護主義的偏見 (例、輸出カルテル) を克服することは、WTO内 (例、WTOのパッケージ・デールの文脈で) で「一層容易であるか?」と。また同教授は、貿易関連の環境措置 (TREM) について、不必要な貿易上の差別を最小限にしようとする但し書に服しつつ、自国の環境政策・基準を策定する締約国の主権を尊重するWTOの原理を再述べた。

カーバー座長は、権力志向からルール志向への移行は、弁護士が国際経済システムにサービスする際に一層重要な役割を果たすことを意味するとコメントした。カマル・フセイン博士 (バン格拉デシュ) は、本委員会と持続的発展委員会との調整

が、開発途上国にとって特別な関心のあるトピックに関する報告書草案の交換を通じて、将来もっと活発に遂行されるべきであると主張した。オッバーマン議長は、そのような調整の遂行を約束した。Dutheil de la Rochette 教授 (フランス) は、本委員会と地域の経済統合委員会との調整の必要性を指摘し、地域的経済機構における紛争解決の異なるアプローチに言及した。パウロ・カッセラ教授 (ブラジル) は、ILIAは地域間貿易協定 (メルコスール、EU) がWTOと両立するかという問題に焦点を当てるべきであると発言した。ガブリエル・マルソ博士 (カナダ) は、地域取決がパネルで挑戦されうることを確認した。アルブレヒト・ウェーバー教授 (ドイツ) は、並行輸入について、普遍主義のアプローチが逆説的に、一層保護主義的であり、「普遍主義」という文言がしばしば誤解を招くと主張した。

小原教授は、自由な貿易を促進し、消費者の厚生を増進する観点からは、特許製品の並行輸入は許容されるべきであるが、他方では、特許権者はライセンスするか否かの完全な自由を有することを指摘して、つぎのように発言した。「低賃金国のライセンシー (実施許諾された者) により製造された商品の並行輸入を特許権者が阻止することが許容されないならば、高賃金国において特許権者自身によって製造された商品は競争できない。その結果として、ライセンスを通じての技術の国際移転への意欲が阻害される。従って、特許・ノウハウライセンス契約

に関する日本独禁法のガイドラインは、ライセンサ (実施許諾者) が特許権を登録している地域へライセンシーの輸出を制限する場合には、輸出地域制限に対する原則禁止の適用を除外する。EUの技術移転の一括適用免除規則も、日本のガイドラインと同様な態度を採る。日本支部の会員として、特許製品の並行輸入に関する意見の対立および日本の最高裁がBBS事件について判決を未だ下していないことから、この問題についての決定を当面延期すべしとするILIAドイツ支部の決定を支持する」と。カッセラ教授も、「契約の自由」の観点から同旨の発言をした。小原教授が、本委員会は、WTO協定に違反するおそれのある自由な貿易・投資を制限する立法の域外効果の審議を継続すべきであると提案したのに対し、オッバーマン議長は、本委員会がヘルムズ・バートン法と取り組むか否かを決定するのは時期尚早であると拒否した。また同議長は、知的所有権保護に対する普遍主義的アプローチが行き渡る時が到来するであろうという楽観的見解を述べた。

アポット教授は、「普遍主義者」が、国内知的所有権に基づく市場分割に反対する者を意味すると、ウェーバー教授に答え、知的所有権者はその権利による一回の販売のみから利益を得るべきであると主張した。そして同教授は、「特許製品の並行輸入に関する結論を延期すべきだとする小原提案に対し、報告書はまだ結論を下したわけではない。また、ライセンサーが直面する低賃金国からの競争に関する小原指摘について、WTO原

理は、国家が貨金の格差を理由に輸入を阻止することを一般的には許容しない。もし日本の最高裁が特許製品の並行輸入を容認すれば、米通商代表部は、米通商法三〇一条により提訴するかもしれない」と反論した。カーバー座長が提示した「理事会は、本委員会がWTO紛争解決メカニズムの進展、TRIP協定の実施状況、WTO枠内における競争法・政策の役割、国際通商における法の支配を強化する観点からWTO法、地域取決めおよび国内法の関係に関する報告書を次期大会に提出することを要請し、さらに、貿易と競争ルールをWTO枠内に取り込む必要性に鑑み、貿易と競争に関するWTO委員会を設立する本報告書の提案を支持し、WTO協定付属書四に含まれるEUの「競争と貿易に関する多数国間協定」に本委員会が焦点を当てて検討を継続することを要請する」旨の決議案が可決された。

(小原喜雄)

⑦ 持続可能な開発の法的側面

本委員会は、八月二三日(火)午後、アルフレッド・スーンズ教授(蘭・次期研究主任)を座長として公式会合を持った。冒頭、本委員会委員長カマル・ホサイン(バン格拉デシュ)の提案により、本委員会創設以来中心のメンバーとして活躍してきたロイ・チョウドリーの逝去に黙禱を捧げた。

委員長はまず、前会期以後の本委員会の作業の進展を報告し、開発・発展の権利や一次産品などの分野で開発法は停滞しているが、環境法分野では著しい展開があった旨を指摘した。とくに本年(一九九六年五月)のアムステルダム大学における国際セミナー「人間の顔をした国際経済法をめざして」が成功裏に終わったことを報告した。そして、委員会の作業計画を説明して、従来と同じく、開発の促進と環境保護に重要な諸原則を検討する第一小委員会「持続可能な開発(SD)と環境保護」、SDに重要な意味を持つ制度、プロセス、メカニズムに関連するグッド・ガバナンスの諸原則を分析する第二小委員会「SDとグッド・ガバナンス」、貿易、投資、金融、技術移転に関する地球の開発政策を規律する諸原則を考察する第三小委員会「SDと国際経済秩序」の三つの小委員会において、それぞれ研究を継続し、全体でその成果の統合をはかるうとして、ことを述べた。最後に、委員長は、本委員会と国際貿易法委員会が密接な連携を保ちつつ、作業を進めることを提案した。

次いで報告者ニコ・シュレイファー(蘭)が今会期に提出した第二報告書を紹介した。彼はまず、委員会のこれまでの作業について述べ、特に委員会がフリード・ヴァイス教授を中心に「人間の顔をした国際経済法を目指して」セミナーを開き、国家・NGO・個人の新しい関係、貿易とSD、貿易・金融・投資、そして機構取り決め、の四つのテーマで議論が行われたことを報告した。彼は、委員会が考慮すべきトピックとして、

地域取り決めそして二国間で試みられている外国投資規制、リオ会議のアジェンダ21とそのフォローアップ、世界銀行での経済発展と環境の関連及び地球環境ファシリティによる財政支援などを検討している。最後に、本委員会の今後の作業計画として、従来通りそれぞれの小委員会が次の二年間の作業を行い、つ、委員会全体としてそれを統合していくアプローチを採ることが提言されている。

討議に入って、まずオッバーマン(独)が、「持続可能性(sustainability)」は環境保全原則であることを指摘した。さらに、彼はSD、人権そして正義の三者間の連関を取り上げて、SDとグッド・ガバナンスとはいわば双子の兄弟である、とした。また社会経済市場の重要性にも触れた。つぎにシン(印)は、国際法においてすでにSD概念が確立していることを述べ、この概念が国内法に受容されつつあることを指摘した。また彼は「人間の顔をした」という概念に注目し、とくに例として発展途上国における公害問題に注意を喚起した。続いてウイエイラ(伯)は、南米共同市場(MERCOSU)におけるSDについて、具体例を挙げながら、詳細に説明した。ボイル(英)は、グッド・ガバナンスに触れて、特にSDにおける人権の側面の重要性を指摘すると同時に、「何がSDであるかを、誰が決定するのか」が基本的問題である、と述べた。またベータース(蘭)は、SDにおける「成長」概念の意義を強調した。

資料

第二節は、SDとグッド・ガバナンスの関係を、カイロ人口開発会議宣言、改正第四次ロメ協定、コペンハーゲン国連社会開発会議宣言、北京女性会議宣言をそれぞれ検討している。そして最後にこれらの文書の法的な意義について今後の研究方向を提言する。第三節は、国際経済秩序とSDの関係を検討して、とくにWTOにおける貿易と環境の問題、OECDやWTO、

バーニー(英)は、「グッド・ガバナンス」概念の理解にし

ばしば混同があることを指摘する一方で、リオ会議以前の既存の条約をSDの観点から改正することが必要であり、かつ有用である旨、主張した。フェアローレン・ファン・テマート(蘭)は、SDにおいて国際投資の問題が重要であることを力説した。また、メーセン(独)は、発展途上国における腐敗の問題に触れて、OECDでこれを国際不法行為としていることに注意を喚起し、他方で市場経済においては国内でのルールの履行が不可欠な要素であるとした。ウィリス(豪)も、腐敗の問題に言及する一方、メーセンの書物に示された「accountability」の問題にも留意するよう述べた。ジャイン(印)は、インドの状況に言及しながら、SDの視点が発展途上国へのサポートとなるべきことを主張した。

以上のフロアーからの発言に対して、まず、委員長ホサインは、腐敗の問題に言及して、腐敗に対する国際協力が必要であり、またその体制が形成されつつあることを述べた。さらに彼は、河川の汚染について、「持続的開発に関するメコン河流域枠組み協定」ができていないことに注意を喚起し、SDが資源の利用と活動にとってすでに極めて有用な概念となっていることを指摘した。

次いで報告者シュレイファーは、フロアーからの多数の意見に謝意を表しつつ、すべての意見に対してコメントする余裕はないが、と前置きしながら、特にバーニーの発言に関連し、グッド・ガバナンスを定義して、「法の基本原則に基づく民主

のプロセス」であるとした。また、同様に、既存の条約については、基礎になる概念が異っている以上、その改正は必ずしも適当ではない、と反論すると共に、国際経済法に対して、リオ会議の「アジェンダ21」が重要なインパクトを与えていることを協調した。さらに、フェアローレン・ファン・テマートの発言に対して、WTOの中に持続的発展委員会が置かれているが、現在はおお「眠れる森の美女」の状態である、と答えた。

最後に配布されていた決議案の審議に入り、若干の語句の修正を施したうえ、コンセンサスで採択して、総会に送付した。

(位田隆一)

⑧ 軍備管理・軍縮法

前回(プエノスアイレス大会)この委員会に提出された第二報告書「核拡散に対する法的抑制」はキー・イッシュューとされた拡散のコントロールについてさまざまな分野における現行法(条約)ソースだけでなく非拘束的諸制度も)を検討し、問題性を指摘するとともに、将来の検討事項として、現行不拡散制度の比較分析や国際協力の可能性と必要性をあげていた。今回この委員会は、予め委員間で二度にわたり打合せを行い、最近出された国際司法裁判所の核兵器使用の合法性に関する勧告的意見が軍備管理・軍縮法の観点からも興味深い論点を含んでいるため、今後この問題を取り上げる提案をすることで一致した。

また、ラポルトとドールD. Fleckの第三報告書について、とくに将来の作業提案をめぐって意見交換が行われた。

第三報告書「軍備管理の手詰まりに対する法的救済」は、前大会以来今大会までの関連諸活動をまとめ、とくに一九六六年五月三十一日―六月一日にILAHハンガリー支部の開催したワークショップ「事情変更または予見できない事情の軍備管理条約に対する効果」を紹介し、また、将来の作業の提案のためその方法論として、比較的分析、共通用語の定義、協定履行のための国際協力、ダイナミックな解釈および改正、組織的支援をあげた。さらに、同報告書は、現行諸協定にとって重要な政治的条件の急激な変更があっても、軍備管理・軍縮法は人類全体の利益のために権利義務を発達させる進化的プロセスの一部とみなされるとして、解決のための最終提案を示すより法的問題を明らかにするため、次の問題をあげ、それぞれの問題点を指摘した。a. 未発効条約の署名国の権利義務、b. 軍備管理における安保理の権限、c. 技術的変化による条約改正問題、d. 軍備管理紛争の回避と平和的解決の強化。

今回の本委員会は、Brugg (スウェーデン)を議長に、三〇名ほどの参加のもとに開かれた。そこでは、ラポルトとドールのBrugg(ドイツ)がこれまでの委員会の活動の経緯を簡単に説明し、第三報告書について、その作業のために学際的努力の必要性を強調した。報告書のなかでも、とくに事情変更による軍備管理・軍縮関係の条約の改正問題などについて若干の質問や

コメント(McNeill(米国)、Tuzamuchandov(ロシア)など)があった。また、議長から国際司法裁判所の前述の勧告的意見が軍備管理の問題と重要にリンクしているとして、この問題に移り、MacNeillがこの勧告的意見について米国の実行を示しながら簡単に紹介し、Dahlitz(本委員会の議長、オーストラリア)もこの勧告的意見がきわめて興味深いことを強調した。これは個別のテーマとしてとりあげられるべしとされ、決議案にも盛り込まれた。

今後の作業について、本年一月のニューヨークでのILAH米国支部主催の「軍備管理分野における安保理の将来の役割」と題するワークショップ(このテーマの中に問題の勧告的意見の検討も含まれる)をはじめ、九七年にはハーグ、ブダペスト、ジュネーブでの軍備管理・軍縮法に関連したワークショップが予定されている。これらの会合での研究をもとに、本委員会を中心に出版の進められているシリーズの第四巻として、「軍備管理の手詰まり」のテーマが考えられていると説明された。

最後に、現行協定の主要条件の見直しなどによる軍備管理の手詰まりの法的救済を取り扱う必要や軍備管理・軍縮法の発達のための勧告的意見の潜在的意義を評価する計画を含む、本委員会の決議案は全会一致で採択された。

(藤田久二)

⑨ 国際養子縁組

当委員会は、八月二三日(火)一五時—一六時一五分に開催された。

前回のプエノスアイレス大会における当委員会では、「国際養子縁組の法的側面と家族の保護」というテーマの下で、共同報告者の Gail McK. Beckman 教授(米国)による、一九九三年の国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関するハーグ条約の検討を中心とした中間報告書が出されたこと、今後の方針としては、ハーグ条約の不十分な点の検討を続けることとし、三つの問題が検討の対象とされることになったことは、プエノスアイレス大会に出席された道垣内正人氏により報告されている(国際法外交雑誌九三巻六号一〇一頁)。

今大会では、右に述べた三つの検討対象の第一に含まれていた、ホームレスの子の保護の問題を担当した Monica J. L. Gull博士(アルゼンチン)により、事前に提出されていた「児童の権利条約」と題する報告書に忠実に従った報告が行われた。しかし、二〇頁から成るこの報告書の一四頁分は、付属資料である、児童の権利条約の締約国名および、同条約四四条に定める報告義務に基づいて報告書を提出した締約国名のリストで占められていた上、短い報告の部分も、全体的に散漫で理論的でないばかりでなく、その大半を占める、断片的な情報の

羅列に過ぎない部分でも、実証性に欠ける部分がかったため、後に述べるような混乱を惹き起こすことになった。

報告は、一、序 二、子どもの取引、搾取、ボルノ及び売春、三、教育上の問題、四、提案の四部から成っていた。

一の序では、まず、一九八九年の児童の権利条約(第四四回国連総会採択。日本は一九九四年四月二二日批准書寄託、一九九四年五月二二日日本につき発効)が、個人としての子どもとその家族および国との関係、愛情を受ける権利及び政治的市民的権利の子どもへの拡大の問題を扱っていること、および、条約の適用は全体として、「何が子どもの利益にもっと適うか」との観点から行なわれるべきことが述べられた。そして、条約の審議の際に、(1)出生前の子どもの権利、(2)監護を受ける権利および養子縁組、(3)宗教の自由、および、(4)武力紛争に従事する最低年齢、の四つが問題があったことが指摘され、この四つの問題のそれぞれにつき、以下のようなコメントがされた。

(1)について 出生前の子どもの権利については当初から議論があり、妥協として、条約の前文で言及されるに留まった。

(2)および(3)について 養子縁組は、ストリートチルドレン、子どもの売買、虐待等の子どもに対する暴力のような、より大きな問題に対しては単なる緩和利としての役割しかない。問題は、ストリートチルドレンの適切な保護を妨げている硬直した法律や彼らの福祉を確保する手続きが欠如していることである。インド、フィリピン、タイ、ブラジル、パラグアイ等の多くの

国が、子どもの売買、レイプ、虐待につき許容的態度をとっている。

イスラム圏からの代表団は、イスラム諸国には、法的制度として、恒久的に子どもの面倒を見るが、その子は家族の名前を使用する権利も相続権も認められていないカファラという制度はあるが、養子縁組という制度がないとして、里親による養育および養子縁組に反対した。また、同代表団は、コーラン及び国内法によれば、子どもがその信仰を選択したり変更したりすることを認めないため、幼年期における信教の自由を認めることはできないとしてこれにも反対した。

(4)について 一九七七年のジュネーブ議定書に従って、一五歳を支持した米国を除いたすべての代表団が、武力紛争に参加する年令を一八歳とすべきであると考えた。

二の「子どもの取引、搾取、ボルノおよび売春」の内容は次のようなものであった。

まず、児童の権利条約には、それまでのどの国際条約でも保護されていなかったいくつかの人権の保護が含まれているが、その中で、もっとも異色なものは、抑圧支配体制の時代において、アルゼンチン、チリおよびウルグアイの諸国においてその必要性が経験されたような、子どものアイデンティティの保護であることが指摘された。つづいて、同条約は、その三四条、それに一九条、三九条の規定からも理解されるように、子どもに、性的な搾取からの保護をもっとも広範に与えている国際文

書であるが、このような条約の規定にもかかわらず、子どもを手先に使うような、子どもを巻き込んだ売春には、条約は必ずしも有効ではないという指摘がされ、次のような NGO の調査結果が引用された。まず Terre des Hommes や Defence for Children International の調査によれば、タイ、フィリピン、スリランカでは、多くの都市で、子どもの売春が高度に組織化され、しばしば麻薬取引のような他の犯罪行為と結びついており、次に、子どもの SOS の調査では、発展途上国ばかりでなく、フランスのような国でも、一九八〇年に一八歳未満の五〇〇〇人の少年及び三〇〇〇人の少女が金銭のために大人との性行為に従事していたとのことである。報告者は、諸国は子どもの売春の統制のための立法を行ってきたが、ほとんど成功していないこと、それにもかかわらず、現在のところ、いずれかの政府が、この問題を刑事法の側面から再検討しようと考えているという証拠はないこと、貧困のゆえに、ヴェネズエラ、ブラジルなどの国において子どもの売春、虐待、搾取等が行なわれていること等を指摘した。

三の「教育上の問題」においては、児童の権利条約二八条にもかかわらず、アフリカの四五%の子どもが教育を受ける機会をまったく与えられていないこと、発展途上国の政府は、子どもの教育よりも、高度で高価な軍備の購入の方を優先していること、多くの場合、技術的な訓練計画が、その国には必要な仕事のためのものであったり、彼らの殆どが働こうとしてい

る民間の産業部門には備えられていないような高度な輸入機械や設備のためのものであること等が指摘された。一方、貧しい子どもへの教育の必要に迫る計画が成功した例として、パキスタンの例や成功を収めつつある例としてチュニジア等の例が紹介された。

最後に四で、報告者は、つぎのような提案を行った。

1 NGOとしてのILAは、条約の履行に貢献するために、条約の実施についてのあらゆる必要な情報を提供することを各国の支部に対し、要請すべきである。

2 あらゆる形態の性的な暴力や性の取引を除去する必要性を考慮して、ILAは、国際的なレベルに基づいた最小限のルールの決定を勧告すべきである。

以上のような報告が終わると、まず、オーストラリアのPeter Nygh教授が、報告には大いに失望したこと、Nygh教授はこの委員会のメンバーであるが、事前にこのレポートにつきコメントする機会が全く与えられていなかったこと、報告書の大半が、他からでも容易に入手できる児童の権利条約の批准国名と批准国に義務付けられている児童の権利委員会へのレポートの提出国名のリストで占められているが、このようなものに印刷費を使うのは無駄遣いであることなどを厳しい口調で批判した。これに対し、議長が、この委員会では、一九九三年の前記ハーグ養子条約が積み残した問題を取り扱う予定であったこと等を述べた後、報告の内容については感謝した。次に、一回

となって前方に席をとっていた女性の集団の中からフィリピン控訴裁判所のCorona Ibay Somera判事が立ち上がって、報告の中でのフィリピンについての叙述につき間違いがあると抗議し、同国における子の保護に関する法律、子どもの売買の取締に関する法律、新しい国際養子縁組に関する法律等の紹介と説明をした。このSomera判事の抗議は、ILAのDirector of StudiesのJames Crawford教授によって支持された。Nygh教授が再び立ち上がって、この報告書は当委員会の委員が事前に目を通す機会がなかったもので、受け入れられるべきではなく、公刊されるべきではないと主張し、これを支持する声が上がった。ここで、議長と当委員会の委員が相談するため休憩が一〇分程とられた。再開後、議長により、この報告書は、議長と共同報告者のBeckham教授とが手を入れた後に、当委員会の委員に回覧するとの提案がされ、この提案が受け入れられた。

(鳥居淳子)

⑩ 文化遺産法

文化遺産法委員会は、八月一三日の午後四時半―六時半、マクレベラー氏の司会で開催された。オーキーフ(O'Keefe)委員長は出席できず、報告者のナフツィガー(Nafziger)教授が、これまでの経緯について以下のような報告を行った。

(一) ブエノスアイレス会期以降の経過。「海底文化遺産の保護に関する条約」案は、ユネスコの専門家委員会に提出された。幸いにも、委員会は条約案を審理の末、何らかの形で条約化したい意向を示した。同条約案は、ヨーロッパの海底文化遺産条約と併せて、次期ユネスコ総会において審議されることになった。ユネスコ専門家委員会は条約案を一般的に支持したが、とくに問題になったのは、以下の四点である。

- (1) ブエノスアイレス草案中の文化遺産水域(Cultural Heritage Zone)の問題、すなわち、沿岸国が、文化遺産保護のために、沿岸国の管轄権を大陸棚外縁にまで拡張することになる点である。これについては議論が分かれたが、しかし海底文化遺産の保護のための他の管轄権の根拠(たとえば、国籍)、港湾管轄権、領海・接続水域での沿岸国の管轄権については、広範な合意があった。
- (2) 考古学的見地から、本条約の文化遺産は、引き揚げ作業に関するサルベージ法の適用を受けない問題。これについ

ては、サルベージ法を部分的に適用し、併せてサルベージ船に考古学の専門家を乗船させ、監視に当たらせる提案もあった。

(3) 条約草案の付則となる「憲章(Charter)」は、ブエノス草案には含まれなかった。これは、具体的な基準を盛った細則であり、後日、考古学者も加えたユネスコの記念碑・遺跡国際委員会(ICOMOS)での策定に委ねられたのである。ICOMOSは、草案を作成したが、しかし、これを付則とすることに同意せず、条約条文中に入れることを主張している。ICOMOSによる憲章の修正には事前の同意を必要とする規定には、異論があった。

(4) 主権免除、すなわち軍艦への本条約の適用除外の問題。これについては原則的に合意があるが、しかし、八〇〇年前に沈んだ軍艦まで適用除外されるかは問題であり、時間的限定に関する規定が必要との指摘があった。

(二) 次いで、今会期に提出された委員会報告書(遺産法の形成に関する第一報告)の検討に移る。本委員会の次期研究計画は未だ緒に就いたばかりであるが、委員会は文化遺産に関する国際文書を政府間国際機構およびNGOのネットワークの枠内で形成発展せしめる方法について研究を進めることになった。報告書にはこの分野での主要な国際文書が列挙され、国際組織内での国際条約の形成過程で当面する諸問題が論ぜられている。国際条約のみならず、国際機構のよる別の形の法形成(ソフ

ト・ローを含む)、新しい慣行も検討の対象となる。実体法上の問題、たとえば文化遺産の「保持」および「返還」の原則のみならず、共同の文化遺産に対する「共有」および「二層のアクセス」の原則に立脚した別の制度を形成する可能性をも検討されよう。

以上の報告に続いて、フロアから若干の発言があり、討議がなされた。八月一七日の総会で、委員会が上記の諸問題について更に研究をすすめる、その結果を第六八回 I L A 台北大会に報告するよう勧告する決議が採択された。

(香西 茂)

⑪ 国際人権の法と実行

本委員会は「人権法の実施に関する委員会」が改組されたものである。委員長は前委員会同様リリック(米)が務めることになり、理事会の指名により筆者(岩沢・日本)がハナム(米)に代わってラポルトゥールに就任した。本委員会はリリック委員長の下で本大会において初めての部会を開くことになっていった。ところが、大会直前に委員長が急死する思いもよらない事態が起こった。筆者は委員長の死を現地で知らされ、委員会の唯一の役員として、部会までの二日間、委員会に提出する決議の起草、各委員・座長・研究部長との打ち合わせ、弔辞を述べる人の確保などに奔走することになった。

次に筆者が、ラポルトゥールとして、一九九四年のプエノスアイレス大会において前委員会が国際法協会が研究すべき課題の候補として八つの課題を掲げたこと、本委員会ではそのうちの四つを優先的に取り上げようとしていること、第一報告書はそのうちの一つの課題(人権条約の実施における条約機関の役割)に関するものであることを説明した。本研究はバイエフスキー(カナダ)によって行われたものであるが、本人が大会に参加できないため、委員の一人であるバーンズ(香港)が代わって研究内容の紹介を行うと述べた。

報告書では、国連の下で作られた人権条約の実施に様々な問題があることが指摘されている。第一は、国家報告制度の問題

である。報告義務の不履行、報告の質が悪いこと、審議時間不足、条約機関が採択する最終論評のフォローアップが十分でないこと、留保が多いことなどの問題が指摘された。第二は、個人通報制度の問題である。個人通報制度を設けていない人権条約があること、個人通報制度を受け入れる国が少ないこと、申立てが少ないこと、条約機関が出す見解のフォローアップが十分でないことなどが指摘された。そのうえで、バイエフスキーは報告書の一〇頁にわたって詳細な勧告を行った。バーンズは、その勧告のいくつかは議論の余地が多いにあり、部会における審議時間が限られているので、本委員会としてはその研究を包括的に承認することは不適當であろうとの見解を述べた。

部会では、新鮮な研究であるとして報告書を歓迎する意見が多かったが、タルドゥ(スイス)やヘレンドル(オーストリア)は、バイエフスキーの提案は非現実的であるとして、その勧告を批判する発言を行った。委員の一人であるカミンガ(オランダ)も、勧告には優先順位が欲しかった、分析なしにいきなり勧告が行われているものがあるなど、同研究の問題点を指摘した。しかし、国連の人権条約の実施に様々な問題があること、それについて改善がなされる必要があることという一般的なレベルでは異論はなかった。人権条約に付される留保の問題は、報告書ではあまり多くは論じられていなかったにもかかわらず、参加者の関心の高さを反映して多くの意見が述べられた。筆者(ラポルトゥール)らが用意した決議案はかなり長いも

のだが、その要点は、上記一般論のレベルで問題点を指摘し、人権条約締結国・条約機関・及び国連人権関係機関に改善を訴えるというものであった。部会での議論を踏まえて、決議は次のように修正された。「国際法協会は、条約機関がその機能をより効果的に果たすために、その作業方法を見直すこと、そしてその際、適当な場合には、第一報告書に含まれる「関連のある」勧告を考慮に入れることを勧告する」(「」が付け加えられた部分)。そのうえで決議は、コンセンサスで採択された。次に、筆者が委員会の今後の研究計画について説明し、カミンガ委員が「重大な人権侵害犯罪に対する普遍的管轄権」という課題について口頭で中間報告を行い、それについて質疑応答が行われた。

(岩沢雄司)

⑫ ワークショップ2 グローバル化した金融システムにおけるリスクの管理と処理

このワークショップは、国際通貨法委員会と国際証券取引法委員会との共催で、八月一四日午前中に開催された。座長には、ニューヨーク連銀の法律顧問 J. P. P. (第一副頭取) が特に招かれ、国際通貨法委員会の委員長 M. Giovanni (国際決済銀行法律顧問) および国際証券取引法委員会の委員長に代わりドイツの弁護士 Grunow 氏がそれぞれ問題提起を行ったのち自

由討議がなされた。出席者は約五〇名であった。

共催となった理由は、金融派生商品としてのデリバティブが通貨と証券の双方を組み合わせた形態にまで発展してきた結果、通貨と証券が同じ次元で扱われるようになってきているが、その先物的側面が不安定要因を抱えるのみならず、金融市場のグローバル化に対する有効な国際的規制も不在のため、国際金融上のリスクが両委員会共通の関心事となってきたからである。

したがって、システム・リスクの性格の確認とそれへの対応策を論ずることがワークショップの重要な目的のはずであった。

しかしながら、惜しいことにこの趣旨が座長に十分伝わっていなかったためか、座長が当日参加者に配付した簡単なリストには、国際金融における取引上のリスク一般が列挙されるに止まっていた。すなわち、その内容は、信用・市場の方向性・決済に関するリスク、情報の信用性・コンピュータ利用に伴う情報コントロール等に関するリスク、重要なスタッフの喪失や忠実性に関するリスク、当事者の行為能力・契約の有効性・法律上の制約に関するリスク、戦争・テロ・国家による一方的規制等から生ずる政治的リスク、犯罪・災害等の物理的リスクといったものである。そして、他の二人の問題提起者もこれに依拠して実務的な側面を好んだため、それに続く討議は国際金融の取引上のリスクについての断片的で一般的なコメントに終始する結果となった。したがって、デリバティブ発展の意味についての議論もほとんどなく、せいぜいネットワーキングによる即日決

済の連続によりリスク拡大を早期に避け続ける以外に方法はないのではないかというように、ネットワーキングの有効性を法的に支持することの必要性が強調された位で、現在の国際金融界が抱えるに到ったシステム上のリスクについての議論に到ることはなかった。

ともあれ、この会合で浮かび上がった結論的なものは次の通りである。当事者相互の信用リスクのみならず債権の所在地法による規制の影響を最小化するため、契約はあらかじめ詳細に決めておくべきであり、当事者間の基本契約の上に個々の金融取引を上乗せさせるといふ契約分割のテクニクも効率的であると考えられているが、金融バタンの複雑化に伴って、準拠法決定の前提となる債権所在地の決定自体がきわめて困難になってきている。しかも、電子的資金移動(EFT)の利用が主流となってくると、擬制による以外にはもはや債権所在地の特定ができない場合もある。また、外国通貨預金の性格は、預金ではなくて投資(ローン)であると考えられる傾向が強いのであるが、結局これは外国通貨預金の所在地法(lex situs)でのいわゆる法性決定の問題に委ねられる。しかし、ここでもlex situs 決定の困難性に直面する。さらに、外国での一方的規制のインパクトを他国での接点を利用して回避しようとする場合で、Act of State Doctrine がいつ援用されるのか予測が困難な現状は、取引秩序を不安定なものにしている。国際金融取引の法的側面はきわめて混乱した状況になりつつある。

この会合は九〇分程で終了したが、最後の方で、双方の委員会に属する一会員から、この会合の目的は何であったのかとのクレームも出た。しかし、その意味が参加者に伝わったかは疑問である。会合が意図しなかった方向へ流れることは、国際会議で珍しいことではないが、自由討論のワークショップを開く場合には、その趣旨を冒頭で明確に示し、また論点を予め整理しておくことの必要性を改めて痛感した会合であった。なお、システム・リスクの問題は以上のように今回論じられなかったのであるが、国際通貨法委員会は、通貨の役割の変化を今後のテーマとして取り上げる予定であるので、その際には、国際金融において銀行と証券会社の機能的区別が曖昧となりつつある現在の姿、ひいてはそれにとりまなうシステム・リスクも当然検討の射程に入ることになろう。

(菅野和明)

⑬ 海上中立

資料

本委員会は、長年続いた国際医事人道法委員会が一九八八年ワルシャワ大会で終了した後、戦争法の現代的関心事項として、イラン・イラク戦争中に議論を引き起こした海戦における中立の問題を検討するためつくられたものである。ラポルトゥールとなったBothe(ドイツ)の予備報告に続き、一九九〇年ゴールドコースト大会以来委員会での討議を経て、報告書案が改訂

され、今大会に「中立と海戦」と題する報告書として提出された。委員会の討議では、海戦における中立国の権利義務に関する多くの問題は、中立に関する現代法により一般的な問題、とくに中立法と国連憲章との関係に入らずには適切に答えられないとされた。しかし、中立法的一般規則を提案することは本委員会に委任された事項ではない。とはいえ、一般規則が海戦における中立の特殊な規則に対するインパクトをもつ限りにおいて、この問題を検討せねばならない。従って、報告書は第一に特殊規制に踏み込まず一般事項の検討を、ついで、海戦における中立に関する諸原則案を提示した。なお、国連事務総長の指揮下でなされる軍事作戦のための特殊規則を提案するという考えは放棄された。なぜなら、かかる規則は特別の事態において安保理決議の定めた具体的法的枠組みに依拠するからである。

「中立の一般問題」としては、①中立法規制が戦争違法化により侵略国と犠牲国が区別される法状況でなお有効かという問題、②戦争と平和の二元性の曖昧化、③安保理の権限がどの程度中立法の適用を制限し、中立法の下における義務を制限するかという問題、④戦争の経済的要素の発展、⑤新海洋法による中立法修正の有無、といった問題がある。しかし、この委員会は、中立がなお実定国際法の有効な概念に留まっているという確信の下で作業を行った。数世紀をかけて発達してきた中立法は有益な目的すなわち「武力紛争を抑制する」のに役立つ一連の規則である。国連憲章にも、これらの規則が時代遅れとなっ

たということを意味する表現はない。

このような認識のもとに、「海戦に関する中立法の諸原則」として以下の項目（条文）とそれぞれのコメントリが提示された。

- 一、一般規定。二、定義。三、国連憲章の効果。四、一般規則。五、中立領域の不可侵。
- 二、中立水域における軍事活動。三、中立水域における敵対行為。四、二四時間規則。五、通航の停止。六、特別の通航権。
- 三、公海における敵対行為。四、敵対行為。五、海上敵対行為の区域。六、特別区域。
- 四、制限された管轄権に従う海域。五、排他的経済水域および大陸棚。六、紛争当事国の非軍事活動。
- 五、中立船および活動。六、一般規定。七、中立船。八、交戦国の港における中立船。九、中立船に対する軍事的コントロール。十、二、臨検および搜索。十一、三、捕獲および没収。十二、三、禁制品。十三、四、敵対向け地。十五、五、輸出。十六、ナビサート（通過許可状）。十七、五、臨検および搜索を受ける公船。十八、六、護衛船の免除。十九、六、通過。二十、六、封鎖。二十一、三、送付品（援助（救済）品）。
- 六、中立船および中立活動の保護。七、護衛の権利。八、三、自衛。九、三、機雷。

七、内陸国。

本委員会（一四日午前開催）では、Dinstein（イスラエル）議長の下で、委員会議長の Schindler（スイス）が委員会の作業を説明し、Bothe（ドイツ）は条文案起草が困難を伴った一種のチャレンジであり、さらに新委員会が一般原則を起草すべきであるとした。討議では、条文案に対して一般的に好意的意見が述べられたが、逐条審議では文言につき多くの修正意見などが出された。その結果、決議案もかなり表現を変え、ヘルシンキで修正されたこの条文（規則）を「暫定的に」採択し、最終的に採択されたときに、「海上中立に関するヘルシンキ規則」と称することにするとし、規則に対するコメントリを再検討して次の大会（台北）に報告するように委員会に求める決議となった。

（藤田久二）

⑭ 水資源

一、水資源委員会（以下、WRC）は、一九九〇年のクイーンズランド大会直後に設立されて以来、今回が八回目の会合である。WRCは、第一回会合において、四つの問題（クロスメディアポリューション・水の国際河川流域からもしくはそれへの転流・河口区域・救済）を研究する作業部会と、国連国際法委員会（以下、ILC）と国連総会第六委員会の作業を検討す

る小部会を設立した。クロスメディアポリューションと救済については、作業が終了し、本会合に条文案が提出された。救済については、ボイル（A. E. Boyle）教授の補助をえて、クベ

ルス（K. W. Cuperus）氏の指揮のもとに作業がすすめられ、クロスメディアポリューションについては、ホーマン（H. Hohmann）教授が担当した。ILC及び国連総会第六委員会の作業の検討については、小部会メンバーのロセンヌ（S. Rosenne）教授及びブルチ（Burch）教授が、枠組み条約採択会合への参加に関する決議案を提出した。水の転流の問題については、カボネラ（D. Caponera）教授及び Miss Nanni（M. Nanni）が検討したが、この問題は、特別の国際法規則ではなく、国際河川流域の水資源利用に関する衡平利用の一般原則により規律されるという結論に到達し、WRCもこの結論に合意したために、水の転流という問題は、検討項目から除外された。河口流域に関する検討は、まだ進展していない。

二、本会合は、オルムステッド（C. Olmstead）教授を議長として進行したが、最初に、WRC 議長のパルネ（C. B. Bourne）教授がこれまでの作業を概括するとともに、本会合に提出されたレポートが、委員間の合意を必ずしもえているものではないことを留保した。その後、ボイル教授が、救済に関する条文案を説明し、これに対する討議がおこなわれ、クロスメディア汚染については、担当者のホーマン教授が欠席であったため、パルネ教授が条文案に関する若干の補足説明を行った

上で、討議がおこなわれた。条文案及び討議の概要は以下のとおりである。

三、救済に関する条文案は、三条文からなる。条文案全体について、ボイル教授は、私人の救済に焦点をおき、とりわけ私人が救済を求める権利の規定が中心であること、欧米諸国やラ米諸国で発達している国家実行は多様ではあるが、一般規則の導出を期待できることを説明した。

条文案第一条は定義条項であり、「損害（damage）」・「環境に対する損害（damage to environment）」・「人（person）」を定義する。「損害」は、生命・身体・財産に関する損失（loss）ないし侵害（injury）及び、かかる損失や侵害を防止し最小化する費用を含む。「環境に対する損害」は、河川流域の環境に対する損害（harm）・かかる損害を防止及び最小化するための合理的措置の費用ならびにこの措置により生ずる損失や損害・河川流域の環境回復のために、実際にとられた合理的措置の費用を意味する。「人」とは、人及び法人をさす。モーシェッド（AKH Moshed）氏は、自国（バングラデシュ）とインド間の国際河川に関する状況や、途上国においては、水資源の不足や河川に対する損害は、重大で深刻な問題であり、私人レヴェルだけではなく、国家間レヴェルでの解決も重要不可欠であるとの見解を示した。

条文案二条は、国家は、国際河川流域の不平衡もしくは不合理な利用から生ずる損害を被るか被るおそれのある人が、利用

国による迅速・適切・実効的な行政・司法救済をえられるように、確保する義務を負い、また、そのための国際協力、及び、利用により損害を被るか被るおそれのある人が、利用に関する情報にアクセスする権利を行使できるように、確保する義務を負うと規定する。第三条は、他国の国際河川流域の利用により、損害を被るか被るおそれのある人は、利用国の国民と同程度にかつ同等の条件で、問題の利用に関する影響評価・事前審査に参加し、防止的救済及び賠償をえられなければならないこと、他国の利用により影響をうける国の公共機関や NGO は、相互主義に基づいて、当該利用国の公共機関や NGO と同程度にかつ同等の条件で、手続きを開始しあるいは参加する権利が与えられるべきであること、を規定する。ボイル教授は、条文案二条及び三条について、厳格責任 (strict liability) を原則とはしなかったこと、無差別・平等原則を規定するにとどめて、国内法の統一 (harmonisation) については、委員間で合意がえられなかったことで、規定しなかったことを説明した。

バーニー (P. Birnie) 教授は、近年の WRC の作業は検討対象を限定しているが、一九六六年にヘルシンキ規則にみるように、IL A は、国際河川流域の利用に関する国際法上の一般規則の発展にこそ貢献するべきであり、この問題に適用できる国際法規則や基準の発見・確認に努力すべきであるとの見解を示し、ボイル教授も反対はしなかった。兼原は、無差別・平等原則を趣旨とし、国内法の統一は意図しない規定であるとしなが

ら、条文案二条が、迅速・適切な賠償について、国際法上の基準が存在するかどうかのような規定ぶりになっていることを指摘したところ、ボイル教授の合意をえて、問題の箇所は、削除された。モーシェッド氏は、NGO の法的地位について、国際法は一貫した原則をもたない指摘したところ、ボイル教授は、三条は「相互主義」を条件としており、たとえば、一国で NGO が権限付与されていないことについては、相手国においても、同じく権限付与されないという趣旨である、と説明した。さらに若干の字句を修正して、条文案は採択された。

四、クロスメディアポリューションに関する条文案は、四条文からなる。第一条は、ヘルシンキ規則ならびに IL A により採択された他の規則に従って、国家は、国際河川流域の利用に際して、他の環境媒体に与える越境汚染を防止しないしは最小化する義務、第二条は、汚染物質や廃棄物の、国際規則・基準に従った処理、第三条は、環境や水資源の持続的利用に対する影響評価、第四条は、国際河川流域の水資源を統合的に管理するための努力、などを規定する。プルネ教授は、第一条は汚染損害の移転を禁止する義務を規定するが、ヘルシンキ規則上の衡平利用の原則は、この義務に優先することを説明した。

ボイル教授は、環境損害において、損害が環境媒体を通じて発生することがむしろ通常であり、クロスメディアポリューションという検討項目の意義自体に疑問を示した。議長は、この点について、委員間で合意が成立していないことを説明した。

が印象的であった。

(兼原敦子)

⑮ 地域経済開発

ペイトン (R. D. Hayton) 教授は、この検討項目の存在意義を強調したが、ボイル教授は、かかる問題を規定する条約慣行・慣習法の発展もない、と反論した。

五、国連総会決議 62/83 に基づいて開催される、枠組み条約採択会合への参加に関する決議案は、枠組み条約採択会合が、技術的専門家・国連の専門機関・NGO 等の参加を確保することを勧告する。これについては、勧告ではなく、「考慮要請」に止めれば足りるといった見解、反対に、IL A 代表や NGO の参加を「要請」すべきであるといった見解が示されたが、字句の修正を加えつつも原文の趣旨は変更せずに、決議案は採択された。

六、WRC の将来の作業については、ボイル教授が、本会合をもって作業を終了すべきであると主張した。これに対して、プルネ教授は、一九六六年のヘルシンキ規則以来、IL A が国際河川流域の利用による汚染の問題についても、重要な作業を継続してきていることを強調して、ここで終了すべきではないとした。その他にも、持続的發展や環境管理ないし資源管理に関して、衡平利用の原則に比肩するような、一般原則の発見・確認を作業目的としてはどうか、といった見解もあった。結局、本委員会の将来の検討課題について、研究企画委員長と協議を行うものとした上で、WRC が作業を継続していくことが合意された。本会合では、研究課題や検討方法等の重要な問題をめぐって、委員間に存在する深刻な意見対立が度々露見されたの

この委員会は、前回の予備報告書に続いて第一報告書を提出しており、今大会は非公式会合を二度、公式会合を一度開いた。まず八月三日 (火) の昼食時に委員長ジャクリーヌ・デュティユ・ド・ラ・ロシエール教授 (仏) が報告者の位田隆一と共同報告者パウロ・カセラ教授 (伯) 並びにアボット (米)、ホワイ (英)、マルソー (スイス) ら数名の主だった委員を集めて非公式会合を開き、今大会のセッションの運営と今後の作業の進め方などについて、あらかじめ協議を行った。そこで、今大会のセッションは、第一報告書を提出したこともふまえて、出席者との意見交換にできるだけ時間を割くべきこととし、置いて、委員長及び各報告者とも一五分程度ずつの報告にと定める方針とした。また、今回の報告書で扱っていない地域機構や制度についても今後取り上げる可能性が示唆された。

翌一日 (火) 午前九時半からは公式会合が、コイマンズ (蘭) を座長として、約四〇名の参加を得て開かれた。まず座長が、簡単に本委員会について紹介し、その後デュティユ・ド・ラ・ロシエール委員長が、本委員会のこれまでの経緯と今会期までの作業の趣旨を説明した上で、第一報告書を総括して

紹介した。彼女は、近年の地域レベルでの貿易、投資、開発、経済協力、のイニシアティブが拡大していることを指摘して、本委員会の作業任務である地域経済開発法の研究の有用性を強調する。特に、地域のアイデンティティから来る社会的心理的な法アプローチに注意を促した。そして、今会期の報告書では、各地域経済取り決めの発展・展開と現在の状況を明らかにすること、その中から一般的な国際経済開発法の規範が形成されて行く可能性を探ること、を目的としていると述べた。なお、この委員会にアフリカの視点が不足していることとWTO内に地域経済取り決め委員会が設置されたことにも注意を促した。

次いで報告者位田は、まず本委員会の名称である「地域経済開発法」の用語について、「地域」及び「開発」がヨーロッパ統合モデルでは把握しきれない多様で広範な意味を含んでいることを示唆した後、第一報告書の担当部分を紹介した。位田は、アジアの多様性を強調しつつ、太平洋を含むより広い地域経済枠組の形成傾向を指摘し、APECのこれまでの発展経過と現状をまとめて、(1)米国に代表される先進国と東南アジア諸国連合(ASEAN)に代表される発展途上国の併存による多様性とアイデンティティ、(2)厳格で拘束的な貿易・投資の自由化交渉の場としようとする米国を中心とする法形式主義(legal formalism)と、ゆるやかでコンセンサスに基づく調整の場としたいASEANの協同的意志主義(consensual voluntarism)の対峙、(3)グローバルな自由貿易体制として登場したWTOシ

ン報告後、ゴードン・スリン卿が特に立って、この委員会のテーマがとりわけ興味深いことを述べ、報告書を高く評価すると共に、今後の作業に期待する旨述べた。

討論に移って、この問題に関する関心の高さから、フロアから多くの質問や意見が出された。まず、シュロー(独)は、ヨーロッパの法律家たちの法律主義的なこと、そして、ヨーロッパからは「アジアは一つ」と映っていることを指摘した。次いでオバーマン(独)は、APECに興味を示しつつ、「私法的非公式地域主義 private informal regionalism」の傾向を指摘して、人種的、文化的、その他の地域主義が私法的手段を通じて形成されていることを、華僑やヒスパニアードの例を挙げて述べた。アラウホ(伯)は、適用法 applicable lawの問題を取り上げ、WTO規則、経済統合規則、国内規則の三つの法源の併存を述べて、それらの履行を研究対象とするよう提言した。ピオンテク(チェコ)は、委員長から特にCEFTAについて意見を求められて、第一次大戦以後の中東欧の地域取り決めの歴史をたどり、また将来のCEFTAのバルト三国への拡大を指摘した。また、ヴィエイラ(伯)とラモス(比)はそれぞれブラジルとフィリッピンの場合を例にとって意見を述べた。

さらに、ガイガー(独)が、APECでの紛争解決に触れて、私企業によるAPECの紛争仲介サービス(DMS)の利用可能性について質した。またホワイト(英)はAPECと並ん

ステム内での地域主義たるAPECの地位にかかわる、WTOとの整合性、(4)WTOの司法的紛争解決システムとは対称的な紛争仲介サービス(Dispute Mediation Service)の提唱、の四点をあげた。そして、今後の委員会の作業と関連して、APECが未だ形成途上にあること、そして近年は法的厳格性にとられないソフトな規範や組織が見られることを指摘した。

続いて共同報告者カセラ教授は、まず世界的な視点からラテンアメリカの、そして米州の域内相互協力関係の展開を、コロンブスの時代から詩的にパノラマを描いて見せた。現代に戻って、米州の諸経済機構は、閉じた統合たる欧州連合と柔軟な協力枠組たるAPECのちょうど中間的状況にあると指摘した。一方で、アンデス共同市場のようなEU型の機構があるが、一〇年を経た今も共同市場は完成していない。他方でAPECと同じく先進国と途上国の双方を含む北米自由貿易地帯(NAFTA)は必ずしも超国家的構造の共同市場を目指しているわけではない。一九九一年に成立した南米共同市場(MERCOSUL)は、中間的アプローチであり、設立条約は発効し、すでに経済成長は二倍になっているが、機構的枠組は未完のままである。

今大会への報告書には、もう一人の共同報告者ヘレン・ハートネル教授の担当する中東欧地域の経済統合計画に関する部分が含まれているが、同教授が欠席であったため、この部分は実質的に報告も議論も行われなかった。

ASEANの動きに注意を促した。ゲドゴスキ(フィンランド)は、本委員会の作業の中に、北欧理事会(Nordic Council)に代表される北欧の統合のケースも取り入れることを提案して、これを簡単に説明した。最後にベータスマン(独)が、国際貿易法委員会の作業との関係で、あらかじめ配布されていた決議案文の修正を提案し、また人権及び環境との連関が今後の問題になると示唆した。

これらの質問や意見に対してカセラ教授及び位田が適宜説明を補足し、また回答を行った。カセラ教授は、ラテン・アメリカの地域経済協力について、特に協定や制度の履行の実効性の問題を強調した。また位田は、特に紛争解決について、DMSはまだ具体的な議論が行われていないこと、私企業間の紛争については、DMSの利用は予定されていない、むしろ国内裁判や国際仲裁に委ねることになろう、と回答した。

最後に、委員長から今会期の決議案の説明があり、審議を行ったが、本文第二項の「国際貿易法 international trade law」を「一般国際経済法 general international economic law」とする以外には修正なく、コンセンサスでこれを採択して、総会に送付した。

公式会合終了後、再度非公式会合を開き、次期台北大会に向けて今後の作業計画を協議した。その結果、今会期報告書で扱った機構についてはいくつかの重要な問題に焦点を絞って研究を継続しつつ、北欧やASEANなどその他の機構や取り決

めについても研究を追加することとした。また一九九七年を目途に、今次の報告書をベースとして、基本文書などの資料も追加した形で、出版を計画することとした。

総会では、所用で欠席した委員長に代わり、報告者位田が今会期の委員会の作業を報告し、本委員会の決議は総会により採択された。

(位田隆一)

⑩ 宇宙法

宇宙法委員会の作業部会では、最初に委員長ボックシュティンゲル教授 (K. H. Bockstiegel) (ドイツ) および報告者ウィリアムズ教授 (M. Williams) (アルゼンチン) が、この委員会のこれまでの経緯、とくにヴェノス・アイレス大会後の作業の進捗状況および報告書の内容を説明した。

まずボックシュティンゲル教授は、この委員会が現在検討を進めている二つの課題、すなわち (一) 宇宙法紛争の解決に関する一九八四年 I L A 条約案 (バリ大会で採択) の再検討、(二) 宇宙ゴミ (space debris) に関する一九九四年国際条約案 (ヴェノス・アイレス大会で採択) の再検討 (とくに紛争解決手続を定める第九条は、当事者間の協議が一定期間内に紛争を解決できない場合には、一九八四年条約案の手続に移行するものと定めている) に関して、宇宙活動の拡大、商業化にともない、

紛争発生の可能性も増大してきていること、アメリカの国内裁判所でも宇宙法に関わる事件が多発してきていることなどを指摘し、これら課題の重要性和緊急性に注意を喚起した。その上で、宇宙ゴミの問題に関しては国連の宇宙平和利用委員会に I L A 代表としてオブザーバー参加し、下部委員会の審議を見ながら検討を進めているが、まだ議題に上程する段階にはない、他方、I C J に宇宙法特別裁判部 (Chamber for Space Law) を設置するなど、I C J を利用する可能性をも考慮すべきであることが指摘された。

ついでウィリアムズ教授は、報告書の順序に沿いながら、次のような点を指摘した。(一) まず既存の紛争解決手続が不十分であることに関連して、国家間の宇宙紛争に関しては厳格な紛争解決手続を早急に起草する必要があり、その際、南極環境保護に関する一九九一年マドリッド議定書が模範となりうること、私人間の紛争に関しては国際商事仲裁が適当であるが、若干の修正を要する、(二) 一九八四年条約案は現状においても議論の出発点として有効であるが、宇宙活動をめぐる政治的、法的環境の変化を踏まえてアップデートする必要がある、その際、提案されている宇宙法裁判所が管轄する紛争の部類を余りに詳細に規定することは、条約への参加を奨励するためにも避けるべきである、(三) 宇宙損害賠償条約 (Liability Convention) の「損害」の範囲 (第一条) を明確化する必要がある (宇宙ゴミから生じた損害は当然含まれる) が、紛争解決手続

には「環境への侵害」(harm to environment) は含まない、(四) 一九八四年バリ条約案第一条は各国の宣言によって一定の紛争を選択的に除外することを認め、やや広すぎると思われる程に条約の適用を制限できる仕組みになっているが、条約への多数の国家の参加をうためには、強制的要素の弱いところから出発することが妥当である。

質疑応答に入り、提案されている宇宙法裁判所に締約国以外の宇宙活動主体、たとえば国際組織や企業などの私人が提訴する道を開く必要性 (A. Cocca)、海洋法裁判所の深海底裁判部の例を一九八四年条約案にも取り込む可能性 (V. Kopal) などが議論された。宇宙事業体が強制的な拘束的紛争解決手続を好まないという指摘 (M. Hoskova) もあった。そのほか、NGO の国籍との関係でバリ条約案第六九条と第十條二項との関係に関する問題、裁判所の裁判官の数の問題、選択除外がよいか留保がよいかの問題など、技術的な問題も提起された。最後に、宇宙活動に関する紛争解決条約案の改正を作成し、そのコメントを次の大会までに用意することを委員会に求める決議を採択した。

(奥脇直也)

⑪ 証券取引法

資料 一 国際証券取引法委員会は今回のヘルシンキ大会が第四回

目の会合であり、八月十四日午後三時から開かれた。

二 まず、報告者 Williams (オーストラリア) が配布された委員会報告書の第一部から第三部までを説明した。第一部では証券取引規制における近時の発展の背景事情の概略について説明があった。とくに、現代の資本市場に影響を与えている様々の条件、例えば為替管理・資本移動の自由の面での規制緩和、コンピュータ化、ベンチャー・ファンドなど新規の方法による資本の蓄積、ポートフォリオ投資理論に言及した。また、最近では、OECD 諸国における景気の後退と国債破産が重要であると指摘された。

第二部では、委員会の作業を通じて三つの関連するテーマ、すなわち、1 国境を超えた投資の自由な流れに対する障壁の削減、2 単一の取引を重複・矛盾した方法で規律する、異なった国の多様な法規の適用を合理化することによって国際証券取引に伴う費用を減少させること、3 プロフェッショナル又は卸売り市場と小売又は大衆市場を区別する必要性 (後者においては当事者間に情報・資力・経験の不均衡が存在するために投資家の保護の要請が大きい) が明らかとなったと指摘する。これらを達成するための方法としての、法律の「調和」には、いくつかのアプローチがある。UNCITRAL のモデル法にみられるような、「統一」法による調和は、証券取引法のような国家の経済に重要で、かつ違いの大きい分野では困難である。また EC 指令のように、加盟国が一定の期間内に遵守すべき最

低の基準を設定する方法、ローマ法やナポレオン法典のような「共通の遺産」に基づく方法、外国法やその手続き・書類を自国の基準に適合するかのように取り扱う「相互承認」などの方法もある。

第三部は、「調和の実例・若干の実例」と題され、欧州モデル、相互承認の例としての米国・カナダ間のシステム、オーストラリアの例について、その実例が具体的に説明されているが、時間の不足のため、報告は省略された。

三 次に報告者 Howell (スウェーデン) が、国際証券取引において問題となる、三つの準拠法決定問題について検討した。予備的な考察であり、具体的な提言は控えられている。

第一は、株式の目論見書の準拠法である。たとえばアメリカ法人が新株の発行をアメリカだけでなく、ドイツ、スカンジナビア諸国の投資家から募集しようと計画し、その際発行した目論見書に記載された情報を開示されなかった事実に対して、法人が責任を負うかどうかを決定する法律はこの国の法律か。この問題については、少なくとも三つの国際私法上のアプローチがある。

最初のアプローチは、法人の従属法（多くの国では法人の設立準拠法）の適用である。法人の内部事項については法人の従属法が適用され、新株の発行が適切になされたかという問題もこの法律による。その根拠は、法人の内部管理は一つの法律により決定されるべきとの点にある。アメリカ法人の目論見書が

それでもインターネット取引についてはその推定も働かないであろう。

もう一つの国際証券取引に関する重要な分野は、証券に対する財産権に関する争点である。財産権に関する伝統的な法選択規則は、所在地主義である。国際証券取引にこの規則を適用しようとするときには、例えば株式証明書が存在せず、株式の所有権の譲渡がコンピュータ化された帳簿登録において証明され、コンピュータが法人所在地と別の国に所在するときは、どのようにして株式の所在地を決定するかという困難な問題がある。証券取引の場合には物理的所有に代えて他の基準を採用する必要がある。

四 以上の報告の後に、フィンランドから設立準拠法主義をとる場合の適用範囲についての各国の相違に関する発言と若干の討論があった。最後に将来の検討課題についての決議を採択した。

(松岡 博)

⑬ 国内避難民

この委員会は、従来の「難民の法的地位」委員会が改組されて、「難民認定手続」委員会と共に新たに設置されたものであり、その任務は、国内避難民に関する法的諸問題、特に国際人権・人道法の下での国内避難民の保護に関する法的諸問題及び

株式がどこで募集されるかによって異なる法律によって規律されるべきではなく、またそのような異なる取り扱いが法人の株主が異なると扱われるという事態を招来することになる。第二の考えられる国際私法上のアプローチは、不法行為の準拠法を適用することである。各国の伝統的規則は不法行為地法主義であるが、これには不法行為地がどこかを決定するという困難な問題がある。さらにコンピュータ時代においてはこの決定は一層困難になった。また証券取引ではいつ損害が発生したかの決定の困難もある。第三のアプローチは、公序の考慮に基づく原則を適用することである。これは特定の国で発行された目論見書はその国に居住する投資家を保護するという目的のためにその国の法律によって規律されるということの意味する。このアプローチは法目的の考慮に基づいているが、伝統的な公序理論というよりは、フランスの直接的適用の理論と類似する。契約準拠法に関するローマ条約でもこの考えは雇用契約や消費者契約などに取り入れられているが、投資家保護の強行規定の例は証券取引にも存在する。

第二は証券取引の準拠法の決定である。この点では当事者自治が出发点となる。つぎに当事者による明示の指定のない時は、契約の重心により準拠法が決定される。証券取引にこの理論を適用することは困難であり、とくに証券取引がインターネットで行われるときはそうである。また、証券市場を通じて行われるときはその証券市場の所在地との推定が可能であろうが、そ

難民と国外避難民に適用される国際法との関連について研究・報告することである。前回のプエノスアイレス大会で非公式の会合はもたれたものの、今回の会合が正式には最初の会合であったが、早くも「国内避難民に関する国際法の諸原則についての原則宣言案」と題する報告書が提出された。委員会は八月一四日午後、Enrique P. Syquia (ペリウ) を議長として行われたが、冒頭委員長の Luke Lee (米) がこれまでの経緯と報告書の趣旨を説明し、この報告書では原則の本体のみを扱っており、前文とコメントは後に加えると述べた。次いで報告者の Rainer Hofmann (独) が宣言案の構成について説明したが、この問題に関する hard law は殆んど無いので、原則を示すことにしたと述べた。以下に、先ず一八ヶ条からなるこの原則案を紹介する。

原則宣言案は先ず第一節(第一条のみ)に定義規定を置いている。この宣言では「国内避難民」(internally displaced persons)とは、「武力紛争、国内闘争、人権の系統的侵害、並びに自然又は人為的災害の結果として、自己の住居又は常居所を去ることを強いられた又は逃れ、且つ国際的に承認された国境を越えた者又は集団」をいうものとされている(二項)。また、本宣言案で用いる「事実上の政権」(de facto authorities)とは、国家領域の一部を現実に支配し、武力紛争及び(又は)国内闘争の当事者であるか又は国内避難民を発生させたすべての非国家団体(non-state entities)とされる(二項)。

第二節(第二条乃至第一条)は一般条項であり、第二条では領域主権及び国内問題不干渉原則の尊重を確認する(一項)が、国内避難民に対する国家、事実上の政権及び国際社会による人道的援助は本国(country of displacement)の国内問題への干渉とみなしてはならない(二項)としている。第三条は国家及び事実上の政権が国内避難民の権利、利益の尊重、保護のために単独・共同の行動をとること、そのために国際連合及び他の国際機関と協力すべきことを定めている。第四条は、本宣言の諸規定を実施するための適当な制度を設立・維持する関係諸主体間の協力義務を定める。第五条は、国内避難民が一般及び地域的な人権・人道法に従って保護、援助を受けるものとする(一項)と共に、国内避難民の無差別的取扱いを定める。第六条は本国の国民としての権利のみならず難民を含む外国人に認められる権利を有する旨定めている。第七条は、連邦又は複合国家について規定する。第八条は人道援助について規定するが、国内避難民の苦痛を緩和するために人道的援助を国家、事実上の政権及び国際機関に対して要請しうること(二項)、被要請主体はそれぞれの能力及び国内避難民の必要を考慮して、国際協力、分担、誠実の精神で要請を検討すべきこと(二項)、援助は基本的生活物資の提供を含むこと(三項)、人道援助は当該政権等の地位に関係なく提供されること(四項)、援助の要請は当該政権等の外交的承認を意味するものでないこと(五項)、などが定められている。第九条は国内避難民の援助への

アクセスについて規定し、国家及び事実上の政権が救援機関の援助・保護への自由且つ安全なアクセスを確保するために必要、な一切の措置をとること(二項)、援助要員が武力攻撃から完全に保護されること(二項)、安全地帯が設置される場合があること(三項)が定められている。第一〇条は、安全保障理事会が国内避難民の状況を国際の平和と安全に対する脅威であると決定した場合は、同理事会は根本原因についての検討を含め国内避難民の保護と援助のために執るべき適当な措置を命じることができるとしている。第一一条は、予防措置と恒久的解決を目的とする根本原因の検討について国際連合との協力に際して個別、共同の行動を定める。

第三節は、国内避難民の特定の権利について定めるものであり、移動の自由(第二一条)、以前の住居に戻る権利(第二三条)、身分証明書の発給(第二四条)、家族の結合(第二五条)について規定する。更に、第二六条では、武力紛争に際して飢餓を武器として用いないこと(二項)、食糧の移動を妨げてはならないこと(二項)を定めている。第二七条は、国内避難民が強制的移動による財産上の損失及び身体的・精神的苦悩に対する適当な補償についての権利を有する旨規定する。第二八条は、本宣言が庇護を求める権利又はフルマンからの保護を妨げるものではない(一項)が、当該領域の安全を危うくする場合又は重大な犯罪を犯した者である場合は適用されない(二項)旨定めている。第四節(第二九条)は他の国際協定につい

て規定するものである。

19. 域外管轄権

当日の委員会では先ず Herrera (フィリピン) がフィリピンが提出した内戦の経験に基づく国内避難民に関するバックグラウンド・ペーパーについての説明があった。その後 Nalinger (米・Donne (フィンランド)、Verdiano (フィリピン)、Reyes (フィリピン)、Bernhart (独) などが質問、意見を述べた。その中には、第一七条に原状回復を加えるべきだとするものや、ノン・フルマンの原則は国内避難民については一見不必要であるが、その中には外国人も含まれている場合があるので、必要だとする意見、また実施措置が定められていないことについては、当面はこの問題を取り扱わないという回答があった。しかし、最も問題になる点はおそらく国内避難民の定義であろう。特に、その中には自然災害の犠牲者が含まれているが、これに対していくつかの疑問が呈された。国内避難民には自然災害の犠牲者も含まれる場合もあるが、そのためには本国の保護が無いという要件が満たされなければならない。とりわけ国内避難民が補償を受ける権利を定めた第一七条との関係で、前記の要件を欠く自然災害の犠牲者に補償を認めることは困難であろう。今後この問題についての検討が必要である。

(川島慶雄)

本委員会は、輸出管理法上の管轄権問題を討議した一九九〇年のクイーンズランド大会後、管轄権問題が提起されるであろうすべての法分野に検討範囲を拡張することを決定し、それを概観するため一九九三年にドレスデンでシンポジウムを開催した。租税法、銀行法、麻薬規制法、反トラスト法、環境法、証券取引法等の域外管轄権の諸問題を論じた論文を特別報告者のメーセン教授が編集した『域外管轄権の理論と実際』(一九九六年)が、本大会の直前に Emerald 社から出版された。これは、本委員会の第二の研究成果である。

ヘルシンキ大会の域外管轄権委員会は、ピーター・ナイ教授(オーストラリア)を座長として、八月一四日午後三―六時に開催された。シンクレア議長は、「メーセン教授と共に、国際法の領域に存在する意見の著しい相違を考慮すると、域外管轄権に関する条約案を起草することが不可能であると決定した。最近の出来事は、この相違が、少なくとも当面は調整し難いことを確認した。米国立法と判例の域外適用は、ほぼ五〇年間、国際関係において深刻な不和を惹起してきた。米国の立法者が、自制(大統領選挙戦の年には生じそうにないが)を学ばなくては、それが問題であり続けるであろう。国際法協会は、より限定されたマンデイトをもつ他の委員会によって域外管轄権を研究し

続けることを選択するかもしれないが、本委員会は終了すべきである」と陳述した。メーセン教授は、「域外管轄権の問題性が、最近の米国のヘルムズ・バートン法およびダマト法によって著しく活性化された。多くの人々は、これらの法律の最終目的に同意するかもしれないが、その目的を達成するために通商政策を用いることの妥当性と合法性について見解を異にするであろう。これらの法律はWTO協定に違反しないか？ 両法は、世界的規模の会社に不安を広げる。会社は、米国に入学し、またはそれと取引する際の困難に煩わされるよりも、あたかも両法が国際法に違反しないかの如く、それを遵守することを選ぶかもしれない。これらの法律は、執行措置を米国領域に限定するけれども、海外の事業行動を規制しようとするので、目的と効果において明白に域外的である。まず、海外の事業行動が、米国とどのような関係を有するかを検討すると、①ダマト法の場合、イランまたはリビアの石油資源開発に年間四〇〇万ドル以上投資することは米国と事実関連を全く有しない、②ヘルムズ・バートン法の場合、米国民の在キューバ資産が充分、迅速かつ実効的補償を支払われずに国有化されたという経緯があるけれども、関連要素については、資産所在地の法律がこのような状況下で適用されることは、国際法の確立された原則である。つぎに、利益衡量アプローチを執るとき、一九九六年は米大統領選挙戦の年であり、立法の背後に強い国民感情があるとしても、このような特殊な事情が、WTOの枠内で貿易・投資

資を拡張するという国際社会の利益に対してどの程度正当化されるかを問う必要がある」と問題提起した。ナイ座長は、マンデイトがより狭く定義された委員会を設置する余地の有無と域外管轄権との二つの問題を討議すべきであると示唆した。シンクレア議長は、「ヘルムズ・バートン法において請求者が収用時に米国民であったことを要しないので、問題は、自国民の外交保護権の行使ではなく、立法が効果理論の極端な解釈に基づいている。法律上の“fairness”（取引）という言葉は、不幸にも否定的、刑事的な含意をもつ」と指摘した。小原教授は、「今回の大会で終了する本委員会に代わって、国際通商委員会が上記両法律の域外管轄権の問題——米国の安全保障の利益からは正当化し難い——を審議すべきであると同委員会が提案したが、この問題は極く最近生じたので客観的に分析できないという理由で拒否された。本委員会が域外管轄権に関する条約を起草しないという決定は、一九七二年のニューヨーク大会が制限的商慣行の管轄権に関するガイドラインを採択したのと顕著な対照をなす。この対照は、立法管轄権の限界に関する国際法理論の著しい相違の存在のためか、それとも、共有する利害の増加および実体法の調和化に向けた協力の結果として管轄権が抵触する頻度の低下に依るのか」と問題提起した。ヤン・クラブス博士（フィンランド）は、米国の Communication Decency Act が世界中におけるインターネット上の猥褻な情報を禁止しようとしたが、これも域外管轄権の追加的な問題を提起

すると強調した。モンロー・レイ氏（米国）は、域外管轄権に関する将来の作業が、より明瞭に定義されたマシデイトをもつ委員会によって行われるのが望ましいという意見に同意した。同氏は、「ダマト法上の六つの救済措置のいずれを米国が選択したかを見るまでは、同法が国際法に違反するとは考え難い。利用可能な救済措置の大部分（例、政府調達）は、米国民の裁量の範囲内にあると通常考えられるから。ヘルムズ・バートン法に関して、請求者は請求原因を立証する要件——国家行為理論に直面して困難であるかもしれない——が存在する。違法に収用された資産は合法的に第三者に譲渡されないというルールを国際社会は国際化すべきである。米国民大統領は、ヘルムズ・バートン法タイトルⅢの執行を六カ月間停止した」と述べた。これに対しメーセン教授はつぎのように反論した。「レイ氏は、影響のより少ない救済措置の適用を米国民大統領が選択しうるから、ダマト法を心配すべきでない」と主張するけれども、イランまたはリビアへの投資を計画している会社は、いずれの救済措置が選択されるかが分からないので、安全な方、すなわち、投資しないことを選ぶことになる。従って、同法は、外国会社が、さもなければ全く合法的に行われたであろう投資をするのを阻害する」と。ポール・ピーター氏（オランダ）は、両法には国際法違反の要素があるにも拘らず、本委員会が意見の対立の故に任務を終了するとの決定に失望する。「政府間には意見の対立が確かに存在するけれども、ILA内では、多数意見（若干

の米国法費を含めて）は、或種の合意に到達し、有益な示唆を行うことができる」とのであるから、投資・貿易に影響を及ぼす域外的措置に取り組む新委員会の設置に同氏は賛成する。シンクレア議長は、「両法は注意深い検討を要するが、問題を惹起するのは、その域外的効果である。米国民の人々にとつては、両法は、自国法に従ってこれら三國と適正に取引しようとする会社・個人を罰すると思われる。本委員会は或種の合意に到達し得よう」と答えた。メーセン教授は、域外管轄権の追加的な問題を含むインターネットおよびその他の状況を検討すべきというクラブス博士の提案、および競争法の分野のように実体法が発展すればするほど管轄権の抵触がそれだけ減少すること、また域外管轄権の問題を国際通商法委員会のマンデイトとすべしという小原陳述・提案に同意した。シンクレア議長が提案した決議案は、域外管轄権に関する紛争が生じ続け、国家間の友好関係に脅威を与えていることに留意し、本委員会の最終報告書の見解——すべての法分野に関する管轄権について更なる作業がILAによって行われようが、域外管轄権の問題の検討は、本委員会が到達した結論を勘案しつつ、実体法の問題に取り組み他の委員会によって行われるべきである——に理事会の注意を喚起するものであり、本委員会への参加者は満場一致でそれを可決した。

（小原喜雄）

② ワークショップ 3 国際商事仲裁の最近の発展

〔1〕 国際商事仲裁委員会の委員長の Emmanuel Gaillard が多数当事者 (multi-party) の問題を取り上げ、この問題について抽象的な検討ではなく、三つの具体的な設問に焦点を合わせた検討を行いたい。(三つの説例を中心に論じるにいたった経緯については、沢田壽夫報告(国際法外交雑誌九三巻六号一〇六頁))として、各設問について順次、まず、Femando Mantilla-Serrano (ICC Counsel) が ICC の立場から意見を表明し、次いで Michael F. Hoellerling (AAA General Counsel) が AAA の立場を述べ、さらに Teresa Giovannini (Swiss) が意見を述べ、これを承けて、フロアーから意見や質問が出され、討論が進められた。

〔2〕 第一の設問は、いわゆるクロス・クレイム (cross claim) に関するものであり、ABC の間に一つの契約が締結されている場合に、A が B を相手取って申し立てた仲裁手続において、B は、C に対して仲裁申立てをすることができると否かである。具体的には、A が建設工事の注文者、B が建設業者、C が B の下請業者の場合などが想定されよう。

ICC の立場は以下のとおりである。仲裁は二極的 (bipolar) 構造をもっていることから、全員の間に合意が成立している場合のみ、クロス・クレイムは可能である。この合意 (consent) が、手続早期終結に関する A の利益は無視できないし、B、C からの争いについて A が常に利害を有するとは限らないこと、仲裁人に追加の審理負担を強いことが妥当かどうか疑問であること、B、C の争いは国際紛争ではなく国内紛争になるなどして専門知識の面で違いが生じかねないこと、クロス・クレイムについては別の仲裁人を選ぶ必要もありうることにしても、これらの手続を併合するという途もありうることなどの指摘があり、仲裁人選定後については、消極的意見が少なくないと思受けられる。

第二の設問は、サードパーティ・クレイム (third party claim) に関するものであり、ABC 間に単一の契約が存在する場合に、A が B を相手取って開始した仲裁手続において、B は、追加的に C をその仲裁手続に引き入れることができるか否かである。具体的には、コンソーシアム契約の場合などがある。仲裁人の中立性、関係者の平等や実体法上の地位などの基本的価値との調整という困難な問題があり、理論はなお模索的段階を脱していない。

ICC の立場では、B が第三者 C を手続に引き入れるには、少なくとも A の同意が必要であり、A が拒否すれば、サードパーティ・クレイムは許されないことになる。これに対し、AAA の立場では、当事者は対等の権利を有すべきものであり、仲裁人選定前であれば、サードパーティ・クレイムは可能であ

意が存しなければ、A としてはクロス・クレイムに付き合う義務はなく、B はクロス・クレイムの権利を有しないというのである。〔破棄院の最近の判例 Cour de Cassation, Jan. 7 1992, 3 Revue de l'Arbitrage 470 (1992) がこの立場の背後には存すると推測される〕。

AAA の立場は、以下のとおりである。このように単一の契約が存する場合に、仲裁人の選定前であれば、B はクロス・クレイムを自由に提起することができる。これに対し、仲裁人選定後は、B によるクロス・クレイムの可否は仲裁人の裁量的判断に委ねられる。仲裁人としても、当初のクレイムについて責任を負うものであり、クロス・クレイムの追加による時間的負担の増大を引き受けなければならない、いわれは必ずしもないのである。

スイスの発言は、以下のとおりである。全員の合意があれば、クロス・クレイムを拒む理由は存しない。あらかじめ仲裁手続規則に定めがあれば、当事者の期待を考慮して、具体的な合意がなくても、クロス・クレイムが許されてよいとも考えられる。

これらの意見表明を受けて行われたフロアーからの発言を含む討議において目立った点を摘示すると、B、C の責任が扱一的関係に立ち中心となる問題点が一つである局面などを考えれば、申立人である A を手続のマスターとみてこれに手続範囲の決定権を独占させるのではなく、B にも権限をシェアさせるのが望ましいなど、AAA に近い意見が出された (イギリス、フィ

リ、仲裁人選定後には、その拒否は仲裁人の裁量によることになる)。

フロアの討論においては、A が B との関係でのみ仲裁手続を開始し、C に不利な状況を作出しようというのであれば、それは申立権の濫用的行使ではないか。否、C に統判力が及ばない以上、C としては手続結果を待てばよいのであって、濫用的状況などは存しないのではないか。こうした指摘が交わされたが、発言は拡散し、論議を詰めるにはいたらなかった。

第三の設問は、二つの仲裁事件が係属している場合に、併合 (consolidation) が許されるか否かである。

ICC の立場では、契約が一つで、当事者が同一であれば、併合は可能であるが、当事者が異なれば、併合はできない。これに対し、AAA の立場では、併合を許す旨の条項があれば、併合は可能ではないかというにある。

フロアからは、オランダの一九八六年仲裁法には、仲裁人が併合決定を行う裁量権を有する旨の規定 (一〇四六条) があり、建築士や下請け業者などもかわる請負契約紛争に関して若干の実例がみられる。しかしながら、紛争の単純化ということを重視する紛争当事者は、あまり併合を好まないようである。アメリカ合衆国においても、AAA の調査によれば、業界は併合に積極的ではない。いずれにせよ、理論上のこととは別として、実務界には併合について消極的な空気があるという認識が広く見られるようである。

(3) 以上がワークショップにおける討議の概要である。当日書面配布がなかったこと、前提条件に触れずいきなり本題に入っていること、自由な口頭討議であったことなどもあり、正確にフォローできたか否か自信はない。この討議のなかで得たわたくしなりの感想を述べれば、訴訟と仲裁との間には関連紛争の統合的な解決の可能性において相当の違いがあり、仲裁においては、当事者自治に基づき選定される仲裁人の同一性が決定的な比重をもつことなどからして、個別解決の方向に働く傾向があり、ここに仲裁の限界が存する。この限界を克服しようとすれば、当事者間で事前の合意により適切な手当てをしておくことが必要である。当事者間の合意を事前に成立させることには困難を伴うことから、対処法としては、仲裁機関の規則においてあらかじめ多数当事者に関する合理的規程を定めておくことが賢明であろう。もっとも、このような手当てを行っていても、多数当事者規定を置くか否かの決定に先立って、仲裁利用者がどのような期待をいだいているかを慎重に見極めておくべきであろう。

ちなみに、日本支部においては、国際商事仲裁委員会の澤田壽夫委員長のもとに Gaillard 本部国際商事仲裁委員会委員長から多数当事者問題を取り上げる旨の通知が一九九六年二月二十八日に寄せられた。それを承けて、ヘルシンキ会議に先立つ一九九六年六月一五日に、若干の委員会メンバー（澤田、高桑、道垣内、及びわたくし）が参集して、この問題を含めた仲裁法

の諸問題に関する検討の会合をもった。なお、この問題に関する澤田委員長の一九九四年ブエノスアイレス大会報告（国際法外交雑誌九三巻六号一〇六頁）など（多数当事者、付託事項書、仲裁人契約と責任、判断の補正）C.A. ジャーナル四三巻三号七頁以下）を合わせて参照されたい。

（小島武司）

② 国際通貨法

国際通貨法委員会が提出した二つの報告書は、R. von Mehren 弁護士（米国）を座長として八月一六日に検討された。一つはヨーロッパの通貨統合問題につき、H. J. Haas 教授（ドイツ）が共通通貨ユーロ誕生へ向けての動きを紹介した上で、J. V. Louis 教授（ベルギー）がユーロの導入に伴い発生する取引法上の問題を分析するもの、その二は、国際金融市場の監督・規制につき、Dr. K. P. Folak（スイス）が銀行の活動に対する国際的共同規制の流れを追ひ、R. F. Cranston 教授が金融派生商品としてのデリバティブの規制へ向けての国際的動きを報告するものである（同教授欠席のため同じ英国の W. B. E. 教授が代わって報告）。これら二つのテーマは、国際通貨法委員会が過去数会期にわたりその発展を詳細にフォローしてきたものである。質疑は特に欧州通貨統合に集中し、この問題への関心の高さを示した。もっとも各会期での出席者が必

ずしも同じでないために、共通通貨連合が発足すればそれに移行した国の国際通貨基金でのメンバーシップはどのような影響を受けるのか等、過去の会期での質問との重複もかなり多かった。出席者は約六〇名である。

ところで、EC での通貨統合へ向けての準備は着々と進んでおり、一九九五年一月にマドリードで開催された EC 首脳会議において、一定の経済的要件を満たすメンバー国の通貨は一九九九年一月一日に単独共通通貨に自動的に移行することが再確認されている。そして、これをユーロ (Euro) と呼ぶことも決定した。この移行資格をいずれの国が有するかは一九九八年の初めに確定されることになっており、それ以後も、残るメンバー国は、例外を認められた英国とデンマークを除き、要件を充足次第自動的に単独共通通貨圏へ移行する。これまで EC のメンバー国間の決済単位として使われてきた ECU は同日以降すべて一対一の割合でユーロと読み替えられる。民間の契約等で ECU が計算単位として使われている場合でも、当事者が別段の合意をしていないかぎり同様であり、公的な ECU は同日姿を消す。もっとも、一九九九年一月一日にユーロに移行する国では、ユーロを民間に流通させる準備が整うまで、これまでの国内通貨とユーロの両者が使われる状況の発生は避けられず、この期間としては三年半が予定されている。しかし、国内通貨の対ユーロの価値は、いずれにしても単独共通通貨圏移行の時点で固定され、当該期間中はこの比率に従って両者ともに

同じ法定通用力を持つことになる。国内通貨はもはや他の移行国においては通用しない。そして、このような通貨連合のルールは、国家法の上位にある EC 法となり、その限度で主権の放棄が起る。もっとも、これまで民間で利用されてきた計算単位としての ECU の方は、通貨として利用されてきたわけではないので、一対一の比率での ECU のユーロへの読み替えの強制は、通貨法的性格を持ちえない。国際社会は伝統的に各国の主権行使の重要な核である通貨法をお互いに尊重する態度を守ってきたのであるが、民間で利用される計算単位としての ECU の処理方法についてまで、EC 外の諸国の裁判所がこれを尊重するか否かについては難しい問題が残る。

そこで、この予測不能の側面への対応を含め既存の契約の安定した継続性をいかにして確保するかが、これからの重要な作業となる。契約が通貨連合に加わる EC 諸国の通貨によって表示されている場合に、ユーロへの置き換えを強制されることは、契約法上の不可抗力によるものとして理解されるべきではなく、むしろ契約の継続性への法による配慮として把握されるべきである旨がマドリード会議では強調されている。しかし、ユーロの出現に対して予めヘッジしておくことは可能なのか。通貨連合への移行にともなう予測不能の混乱を避けるために予め契約で対処しておく方法があるか。当事者が通貨統合後も現在の ECU を計算単位として利用し続けるとの合意をしたとしても（これは EC 内に限らない）、バスケット内の通貨の少なくとも

その一部はユーロに吸収されてしまうのであるから、その際 ECU の価値指標をどこに求めるのか。当所から通貨運合に加われないメンバー国の通貨の対ユーロ・レートはどのようにして決めるのか。実は、これらの困難な問題の存在こそ、過去の会期では、EC メンバー国の中央銀行関係者を含め共通通貨への懐疑派の拠り所の一つであった（一九九二年カイロ大会報告・本誌九一巻五号一〇五頁参照）。しかし、現在の通貨統合へ向けての作業は、これらの非通貨法的な問題の実務的で洗練された詰めへと急速に進んでいる。今度の会期で強く印象づけられたことは、いずれ発足する欧州中央銀行の影に隠れることとなる EC 諸国の中央銀行関係者からの抵抗の姿はもはやなく、一抹の寂しさを示しつつ（特にドイツ）、新しい事態を冷静に受け入れようとする姿であった。

なお、国際金融市場の監督・規制問題については、銀行の自己資本比率維持に関する一九八八年のバーゼル合意の成立以来、これまでその後の進展を追って来たわけであるが、今会期では、バーゼル委員会と証券委員会国際機構（IOSCO）や国際会計基準委員会（IASB）等との協力の方向が見えてきたことへの積極的評価のほか、特にアリバタイプ利用の発展により銀行と証券会社の機能的区分がますます曖昧となる現状の下で、銀行、投資会社、保険会社等を監督する諸機関の協調による監視体制を確立すべきことや、国際金融の決済方法としてのネットィングへの法的支持の緊急性が強調されたことが新しい点で

検討する趣旨で設置されたが、この前提についてはアルゼンチン大会で多くの疑義が出されたこともあり、また研究部長であるクロフォード教授の勧告もあって、国際法適用事例における国内裁判所判事の抱える問題を析出することを、当面の課題としている。アルゼンチン大会後、台北（一九九五）およびバリ（一九九六）で会合を開き、報告書が作成された経緯が説明された。

さらにシェアラ教授は報告書の内容について次のように説明した。報告書は三部構成となっており、国際法と国内法の関係に関する一般的な質問事項に関する第一部（Part A）は、この委員会の本来の任務ではないが、この委員会の前提をなす問題であり、また国際法と国内法に関するイギリスの判例のように新たな判例の動向もあるので、今後とも諸国の国内判例の展開を注視していく必要がある。第二部（Part B）は、この委員会の中心的な課題に関する質問事項に関する各国の回答を集約したものであるが、国際法が国内の生活関係のあらゆる分野に浸透し国内法秩序の維持形成に大きく影響を与えている現在、いずれの国においても司法教育の改革が重要な課題と認識されていることを指摘している。ついでシュタイン教授が「将来の課題」と題されている報告書の第三部（Part C）に関連して、この委員会は国内判例あるいは手続の統一化を目指している訳ではないが、他方で国際法の統一的理解にとって国内裁判所による国際法適用の実行が重要な意味をもってきており、と

ある。

国際通貨法委員会の今後の作業計画については、会期中にフィンランド中央銀行で会合を持って検討し、現在のテーマの継続に加え、現行国際通貨体制の下で各国通貨が国際法において果している役割の分析を始めることになった。

（曾野和明）

② 国内裁判所における国際法

この委員会（Committee on International Law in National Courts）の作業部会は、ウィリアムズ教授（Maureen Williams）（アルゼンチン）が座長を務めて開催された（日本支部の委員は山本草二教授、代理委員は村瀬信也教授）。委員長はギョーム判事（Gilbert Guillaume）（フランス）が欠席したため、二人の共同報告者であるシェアラ教授（Ivan Starec）（オーストラリア）およびシュタイン教授（Torsten Stein）（ドイツ）が報告書について冒頭に簡単に説明した後、質疑応答がなされた。

まずシェアラ教授が、この委員会の任務について、設置の経緯および一九九四年のアルゼンチン大会の際の討議を踏まえて次のように述べた。当初この委員会は、国際法上の問題に関する国内裁判所の判断の統一化を念頭において、国際裁判所による一種の先決的判決（preliminary ruling）の制度の導入を

くに外交政策からの独立性がいかに確保されうるかが国際法の有効確保にとって重要性をもってきていることを指摘した。

質疑応答に入って、まずフォックス夫人（Lady Fox）（イギリス）が、特に報告書の第一部に関して、EU 法、人権法など外部的な法が国内法に取り込まれてきた経験が国際法にも影響を及ぼしつつあり、国際法と国内法の関係に関する記述は一種のスナップショットでしかないこと、立法府が締結に関与する条約と異なり、コモローとしての慣習国際法には民主的要請との関係で問題があり、国内裁判所は国際法の規則が未確定な分野においては国際法の適用に消極的であるが、これは憲法的問題というよりも主として手続的な問題にとどまること、委員会が国際組織の決議の国内的な受容の問題も扱う必要があることなどの問題を提起した。これを受けて、座長のウィリアムズは国際法と国内法の関係の変化に関して、ラ米においても条約の直接適用の事例が九〇年代以降にでてきていることを紹介し、またクーケ教授（J. Cooke）（ルクセンブルグ）が、九三年の対ユーゴ（セルビア・モンテネグロ）制裁を執行するための EC 理事会のレギュレーションが、トルコ航空会社によって標的チャーターされたユーゴスラビア会社所有の航空機にも適用されるかについて、アイルランド最高裁が EC 裁判所の先決判断を求めたのに対して、裁判所がこれを肯定した事件をとりあげ、この委員会の扱う問題が変化の途上にあり、また検討すべき多くの課題が残されていることを指摘した。

報告書第二部に関するその後の質疑応答のなかでも、国際法の国内的受容に関する変化に関して、南アの九六年の改正憲法についてデュガル教授 (J. Dugard) (イギリス)、ロシアの九三年憲法一五条四項に関してコロドウキン教授 (Kolodkin) (ロシア) が紹介し、またリー教授 (M. Leigh) (アメリカ) がアメリカにおける条約締結権の問題に言及して、この問題に関する諸国の国内的対応の動向を浮き彫りにした。大沼教授 (日本) も光華寮問題を例にあげて、日本の裁判所の対応を紹介した。その他、オランダ (B. Bamhoorn)、オーストリア (G. Lobd) などが、自国の憲法上の手続の新たな動向を紹介して、報告書を補完した。

また、国内裁判所における国際法の問題を考える上で、裁判官だけでなくむしろ訴訟において国際法上の問題を提起する弁護士役割を重視し、これを委員会の検討事項に含めるべきとする提案がマガリエス教授 (Jose-Carlos De Magalhães) (ブラジル) によってなされ、ウィンシップ教授 (P. Winslip) (アメリカ) も、コモローの適用に関してはとくに弁護士役割が重要となると指摘し、UNCITRAL規則に関する研修の実施の事例が紹介された。さらに各国の国内手続の違い、とりわけ *ancius curiae* の制度なども比較検討すべきであると、する提案がジーア教授 (K. Seint) (スイス) などから出された。

以上の討議を踏まえて、委員会の将来の検討課題に関する報

(奥脇直也)

② 国家承継法の諸側面

資料

本委員会は、一九九四年四月に、一九七八年と一九八三年の二つの国家承継法の締結以来の国家実行にとくに注目して、これらの条約が国際法の発達に貢献した範囲、国籍に関する国家承継の問題、国家承継と国家承継の区別についてのマンデーの下に設置されたものである。今回ラポルトウールの *Stem* (フランス) が「条約に関する国家承継についての予備報告書」を提出した。報告書では、まず、方法的アプローチとそれに伴う困難さが指摘された。つまり、国家承継に関する二条約が発効していないので、実定法を知るためには(条約締結後の) 国家実行がきわめて重要であり、本委員会はこの実行を優先的に検討すべきである。とりあえず、検討を東欧での国家承継の実行に限定するが、一九七八年以後の国際実行の全体(たとえばエリトリア、ナミビア、ベトナム、イエーメンを含む)を統合すべきである。また、方法的には、第一段階として、多数国間条約および二国間条約(国際機構設立条約や機構の枠内で締結された条約を除く)に関する国家承継の研究から始める。この報告書は、カバーする地理的範囲、検討する事項、資料の不完全といった三点で予備的なものである。国家承継に関する慣習規則を引き出すために、実行とそれに伴う法的信念(*opinio juris*)の存在を分析せねばならないが、それには解釈

を含む困難さがある。まず、国家承継の分野では使われる用語が不確かであり、新国家の態度の解釈からも困難が生ずる。そこで一九七八年条約の「国家承継」の定義および条約の定める承継のタイプがここでも参照され、使われる。

ついで、報告書は、「承継の諸現象」として、A. ドイツの再統一、B. 旧連邦国家として、1. ソ連、2. ユーゴスラビア、3. チェコスロバキアのそれぞれについて事実関係と適用すべて原則をあげる。また、最近の実行の検討として、1. 条約の特別の場合に関する実行、他の地域的条約、2. 多数国間条約に関する実行、3. 二国間条約に関する実行、を取り上げ、ロシア、CIS、東欧、ドイツについてかなり詳しく事例をあげている。

結論的に、一九九〇年代はじめの東欧諸国の出来事が一九七八年条約を検証する唯一の機会であったとする。

今大会の本委員会ではCrawford (オーストラリア) を座長とし、委員会議長の H. Bokor-Szegö が本委員会の最初の報告であるこの予備報告について検討の中で補いたいとし、*Stem* はユーゴスラビアとくにボスニアの場合についてジェノサイド条約の承継の方法を示して詳しく説明した。討議では、とくに今後なにを取り扱うべきかについてさまざまな提案や注文が出された。最後に Bokor-Szegö がまとめとして、条約の寄託者の役割、条約の通知、条約に対する留保の承継、国家の承継と承継の関係、を検討されるべき問題としてあげた。

報告書第三部に関しては、ボイル教授 (A. Boyle) (イギリス) が環境問題においては国家政策と法とが不可分であることを考慮して、「司法の行政からの独立」の項 (Part C 2 (d)) から「独立」の語を外す提案がされた。報告者シェアラ教授は、国際法の明確化に国内裁判所が果たす役割を重視する観点から、国際法に関する司法と行政の関係一般を広く検討対象ととした。また「国際法上の問題を国内裁判所に提起する個人の適格 (standing of individuals)」の項 (Part C 2 (e)) に関して、シンクレア教授 (J. Sinclair) (イギリス) が、訴訟当事者たる私人に限定すべきとしたのに対し、フォックス夫人が限定する場合には、人権訴訟などにおいて NGO が排除されるなど不都合があると主張、報告者のシェアラ教授は第三者の問題は *ancius curiae* の問題として検討されると述べた。結局、「個人」の語は決議では言及しないこととされた。また「国内法体系のなかにおける国際法の位置」の項 (Part C 2 (e)) のなかに、国際組織が採択した文書の適用の問題を含めることとされた。「裁判官の国際法教育」の項 (Part C 2 (f)) に関しては、デュガード教授 (J. Dugard) (イギリス) から、それが委員会の付託事項の枠を超えるのではないかと質問があったが、若干の字句の変更をしたうえで、この項は決議に残すこととされた。

世界の他の地域の国家実行についても検討を拡大することを委員会に求める決議案も問題なく採択された。

(藤田久一)

② 国際商事仲裁

国際商事仲裁委員会は八月一六日一五時からフリオ・ゴンザレス・ソリア氏(スペイン)が座長となって開かれた。

一 前回まで検討してきた多数当事者仲裁、複数仲裁の併合等の複雑仲裁 (Multi-Party and Complex International Arbitration) の問題については、報告者グリゲラー・ナオン氏(アルゼンチン)が WTO、NAFTA、MERCOUR の仲裁手続を論文の形でまとめ、各国仲裁機関における実際的な問題は同日九時三〇分からのワークショップで検討し、ひとまず終了した。二 今回とりあげた問題は仲裁と刑事裁判の関係についてである。

委員会で検討した問題は、既に刑事訴追がなされた場合又は近く刑事訴追がなされることが予想される場合に、(一)仲裁人は仲裁手続を停止すべきか、また、仲裁人は刑事裁判の結果に従うべきか、(二)仲裁人は検察官、予審判事等からの請求があれば仲裁手続で提出された証拠を刑事手続(公訴が提起された場合に限らず、刑事訴追が予想される場合の手続を含む)のために提出しなければならないかである。報告者によれば、この両者

は密接に関連するという。

委員会ではフランス、スイス(とくにジュネーブ州)、米国の法制と、ICC、A.A.A.の仲裁実務について説明がなされたのち、参加者から各国の法制、仲裁実務についての発言があった。フランスでは、刑事手続が開始されている事実と同じ事実関係の民事裁判、仲裁が係属している場合には、民事裁判も仲裁も手続を停止しなければならない。また、関連する事実の仲裁は仲裁人の裁量で手続を停止しうるものである。スイスではスイス国際私法典によれば仲裁は刑事手続の影響を受けない(注参照)、州によっては(たとえば、ジュネーブ州)、フランス法と類似の法制をとっていること、これに類する法制の国としてはオーストリア、イランなどがあることであった。これに対して、英国、米国など多くの国では、刑事手続が行われているからといって仲裁を停止しなければならないとする成文の法規はなく、仲裁は刑事手続とは独立に手続をすすめることができるという発言が多かった(なお、ロシアでは、其のような場合に仲裁手続を停止する必要はないが、仲裁判断の執行を停止することができるのである)。

(注) スイス国際私法第一七六条によれば、当事者が同法第二章国際仲裁の規定の適用を排除し、州の仲裁に関する規定の適用を合意したときには、同章の規定は適用されないとされている。

三 今回取りあげた問題は、フランス法などにおける仲裁と刑

資料

事手続との関係にあると思われる。しかし、多くの国では仲裁手続、仲裁判断は刑事裁判の影響をうけるとはされてなく、委員長ガイヤール氏(フランス)もそれを予め考慮に入れ、そのような線で国際法協会の決議をまとめる方針であるかのようにも見うけられた。そして、決議の原案は「民事、刑事の裁判を問わず、現に係属し、又は近く提起される裁判が仲裁手続に関連することのみをもって、仲裁手続を停止し又は中止すべき事由としてはならない。紛争について仲裁が可能なきときは、仲裁人は手続をすすめる、提示された問題を解決しなければならない」という趣旨のものであった(仏文では一つの文、英文では二つの文)。これについて、参加者から、右の第一文と第二文とは必ずしも論理的に一貫していないこと、とくに、第二文について、仲裁手続をすすめるかどうか、提示された問題について判断をすることが本来的仲裁規則の定めるところにより、あるいは仲裁人の権限に属することであって、必ず手続をすすめる、あるいは判断を下さなければならないものではないこと、そして、仲裁人の裁量に委ねるとすれば、第二文は第一文とほぼ同趣旨となること、「仲裁が可能」というような表現はいくつかの意味に解されるので適当でなく、あえてこのような文言を加える必要のないことなど、原案を疑問とし、これを修正すべしとの意見が続出し、その結果、第一文が決議として残ることになった。なお、仲裁と民事裁判との関係については今回何も議論はなかったが、仲裁手続、仲裁判断が民事裁判の影響を

うけないことについては、かつて議論したことがあるので、決議文では「民事、刑事の裁判を問わず」という表現となった。四 当委員会での議論は前記問題の(一)に関するものであって、(二)については何ら検討するところがなかった。報告者によれば、(一)の問題と(二)の問題は密接に関連するというものであったが、筆者には必ずしもそうであるとは思われない。前者は仲裁手続仲裁人の判断の国家的裁判からの独立性の問題であり、(二)の問題は仲裁手続の非公開、仲裁人の守秘義務との関係で問題となるが、それは証拠となるべき物の存在する地の刑事手続法上の問題であって、その性質を異にするべきであらう。今回委員会でもとりあげた問題が適切であったか、何のためにこのような問題を取りあげたかという疑問がある。また、委員会での準備、検討の状況にも批判の余地があらう。

(高桑 昭)

⑤ 慣習国際法の形成

この委員会 (Formation of General Customary International Law) は一九八四年のバリ大会の後に、当初、ツェマネック教授を委員長として設置され(報告者はメンデルソン教授、日本支部からは高野雄一教授、代理委員として村瀬信也教

授、一九八八年に第一・第二報告書、一九九二年に短い第三報告書が出されただけで、一九九二年のカイロ大会の後に、メンデルソン教授 (M. Mandelson) (イギリス) が委員長に就任、ミューラソン教授 (R. Mullerson) (エストニア) が報告者となったが、一九九四年のヴェノスアイレス大会では作業部会も開かれなかった。今回もヘルシンキ大会直前の五月に、メンデルソン教授自身の執筆になる論文 (The Subjective Element in Customary International Law, to be published in 1995 British Year Book of International Law) が各委員に配布され、その内容に基づいて報告者のミューラソン教授が質問事項を作成、各委員の個人的コメントを求めるといって極めて異例の仕方では報告書が作成されている。日本の国内委員会では、こうした作業の進め方に疑問を提起する文書を送付し、質問事項の個々の点についての解答を国内委員会としてとりまとめることは断念した。作業部会に先だって、非公式の会合が開かれたが集まった委員は四名にとどまった。

作業部会は、マカルチック教授 (J. Makarewicz) (ポーランド) が座長を務めて開催された。まず委員長であるメンデルソン教授およびミューラソン教授が、この委員会の経緯および報告書の内容について説明した後、質疑応答がなされた。

最初にメンデルソン教授が、委員会の作業目的と計画について次のように説明した。近時、国際慣習法が国際紛争の重要な争点になっており、慣習国際法の形成に関わる規則を明らかに

することが国際紛争当事国に共通の基盤を与え、ひいては国際紛争の解決に資するという認識のもとに、将来的には、ウィーン条約法条約の国際慣習法版にあたるもの (ILA Rules of Formation of Customary International Law) を作成することを目的とする。しかし現段階では、直ちにこの規則案の起草にとりかかる準備はできていない。当面は、まず慣習国際法の主観的要件に関して基本的な論点を洗い出し、ついで客観的要件の検討に移る予定である。今大会では前者を、次の大会で後者を扱う予定である。

これを受けて報告者のミューラソン教授は、メンデルソン論文にそって項目を細分化して質問事項を作成したのは、あくまで主観的要件に関する議論に出てくる問題点を明確化するためであると述べた。ただ全体として一つの主張をもった論文について、その部分部分について質問することがどういう意味をもつかは疑問の点もある。報告者自身、質問事項の枠を超えて解答することも許容されると述べている。いずれにしても、報告者は委員から寄せられた解答に共通の認識として次の三点を指摘した。(一) 現代の慣習国際法の形成の特色として、「意図性」あるいは *careful calculation* の結果としての慣習法形成という側面があること、(二) 合意であれ黙認であれ、少なくとも一定の場合には、何らかの主観的要因が必要であること、(三) 「一貫した反対国」の法理はあっても、国際慣習法が成立した後は「一貫した反対国」以外のすべての国がこれに拘束さ

れ、「事後の反対国」(subsequent objector) の法理は認められない、しかも国際慣習法は徐々に一般化されるのであるから、一般国際法として確立する以前のいずれかの段階では、一部の国を拘束するが、他の国には対抗できない場面が生じうる(「一般性を欠く一般法」(non-general general International Law)) ことである。メンデルソン教授は、これに付け加えて、これまで *opinio juris* の概念が、慣行の集積にもかかわらず法の存在を否定するために消極的な意味で用いられることが多かったことを指摘し、主観的要因を維持する積極的な意味があるのであれば、これを諸国の慣行の中で探る必要があることを強調した。

質疑においては、報告書において国際慣習法の「形成」の問題とその確立の「認識」の問題とが区分されていないという批判 (B. Bamboom)、「各国の国家慣行を持ち寄り、これを共同で検討して一般的な規則を発見するという作業がなされておらず、結局、個々の学者がどう考えているかが集約されているに留まる」という批判 (M. Byers) など、ILA の委員会としての作業の進め方に関する根本的な問題が指摘された。これらに対して委員長および報告者からは、慣習法の形成は継続的な過程であり、慣習法についてその形成と認識を厳密に区別することは、とくに国家が法の形成主体であると同時に適用の主体でもある国際社会においては困難である、また主観的要因を個々の国家がどう捉えているかを慣行のなかで定着するのは困難で

あり、何が *opinio juris* の証拠として国家の慣行のなかで援用されているかを探る以外にない、もともと *opinio juris* の概念は、法と礼譲を区別し、事実の集積があっても法形成を導かない慣行を識別するために導入されたものであり、国際慣習法の存在証明に必要な主観的要因と客観的要因とは交錯して区別できない部分が多いことが指摘された。そのほか、国際慣習法上の強行法規における主観的要因の問題、一般国際法と特別国際慣習法の適用範囲に関する問題 (V. D. Dugan)、「国際慣習法以外の一般国際法の可能性」(Y. Onuma) などについて質問が出されたが、それらはこの委員会の付託事項の枠外であるという回答がなされるに留まった。

将来の作業に関しては、報告書の基礎とされたメンデルソン論文の客観的要因一元論の傾向に対して単純化が過ぎるという批判が出され (E. Molenaar, M. Byers)、「裁判判例において伝統的な枠組みが維持されていること」(J. McNeill)、「ユーゴ国際刑事裁判所ではむしろ主観的要因の方が重視されていること」などをも考慮にいれて検討を進めることが要請された。

(奥脇直也)

② フェミニズムと国際法

当委員会は、八月一六日の九時三〇分より開催されることになっていった。しかし、大会までに報告書の提出がなく、また

Saviri Goonesekere 教授 (スリランカ) が議長を辞任したう
え、その後任の議長である Christine Chinkin 教授 (ヴェノス
アイレス大会における Rapporteur) が欠席したため、委員会
の開催は一旦は中止されることになり、その旨の揭示が出され
た。しかし、委員会のメンバーその他の要望により、急遽フィ
ンランドの平等委員会の議長である Anja-Riitta Keekkonen
氏を議長として二時三〇分より約二〇名の参加を得て会合が
もたれ、次の事項につき検討した。

まず、今後の委員会の活動についてであるが、引き続き
"Immigration and Nationality Laws of Different States and
their Impact upon Women" (諸国の出入国法及び国籍法とそ
れらが女性に与える影響) に関する研究を続けて、これを完
成し、Proposal を出すことを先ずすべきであるということが
合意された。これとともに、たとえば、internally displaced
person 委員会のような他の委員会との関係にも考慮を払う必
要があるとの指摘があった。

次に、当委員会を男性にも開かれたものとするために、名称
を変更してどうかということが問題になった。Zenaida P.
Reyes 氏 (フィリピン弁護士) から、あらゆる面で女性を包
含するような国際法の確立に向けて、"gender-respective in-
ternational law" 委員会にしてどうかという提案がなされた
が、I L A の Director of Studies の James Crawford 教授か
ら、この名称の問題は、プエノスアイレス大会の時にも問題と

なり、そのときには、"gender in international law" という名
称が候補とされていたという紹介があり、これも選択肢の一つ
になるのではないかという発言があると Reyes 氏も先の提案
を引込めて、"gender in international law" に賛成すると発
言し、この名称に他の者も賛同した。なお、Crawford 教授か
ら、委員会の名称変更は理事会事項であるので、理事会にこの
問題をかけるとの発言があった。

最後に、この会合の前に、委員会のメンバーによって用意さ
れた決議案の検討が行われ、多少の字句の修正が行われた。

決議案は、まず、以下の諸点が留意されるべきことを前提と
している。それらは、国際法協会が gender perspective の (社
会的性差を視野に入れた) 観点から国際法を考察するという重
要な課題に取り組むには、他の様々な委員会からの協力が必要
とすること、一九九五年の北京宣言及び行動綱領の採択を通じ
て、国際社会により再確認された目標達成のための積極的な推
進体として、当協会もその役割を果たすべきであること、また
当委員会の当時の議長であり現在の報告者でもある者が、オブ
ザーバーとして、当協会を代表して、北京会議に出席したこと
および、当委員会が、当協会の第六六回大会に、諸国の出入国
管理法や国籍法についての比較と分析、及び、これらの法が女
性に対して与える影響についての、予備的な研究に関する報告
書を提出したこと、である。

以上の前提に立つ決議案は、次の三項目から成る。

「一」序説

・このペーパーの目的 (会員数の減少などの現状説明とそ
の改善策の検討)

・規約改正問題

二 I L A の使命

・歴史

・他の国際機関との関係のあり方 (特に、万国国際法学会
(Institute de Droit International)、国際弁護士協会
(International Bar Association) との関係)

・I L A の使命の再定義の必要性

三 I L A の活動内容

・国際公法と国際私法との連携、実務的問題と原理的問題
とのバランスなどのあり方

・今後取り上げるべきテーマ

・国際委員会の作業成果の公表方式 (レポート、条文案、
ガイドライン、決議、その他)

・二年ごとの世界大会と地域大会

四 I L A の組織

・各国支部のあり方

・本部のあり方

・国際委員会のあり方 (委員の選任方法、不熱心な委員の
扱い、一委員会の定員など)

五 出版物

1 当委員会が、他の委員会において、議論される様々なテー
マにつき、社会的性差に敏感な (gender responsive) アプ
ローチがとられるようにするための触発者として行動すること
を可能ならしめるため、当委員会に、その作業計画を他の委員
会との関連で分析することを要請する。

2 当委員会の委員をまだ指名していない国内支部に対し当委
員会の委員を指名することを強く求める。

3 当委員会が、台北における第六八回大会に、国籍法の女性
に与える影響についての作業を完成して報告すると共に、今後
の作業計画について報告することを求める。

(鳥居淳子)

② ワークショップ 4 国際法協会の将来

このワークショップが企画されたのは、I L A 本部として、
最近の活動状況を反省し、将来に向けて改善策を実施して行く
必要があるとの認識から、「国際法協会の将来に関する論点
ペーパー (Issues Paper on the Future of the I L A)」を作成し
て、一九九六年秋の本部理事会での議論のたたき台とすること
とし、そのため、このヘルシンキ大会参加者からの意見を求め
る機会を作ることが有益であると判断されたことによる。
ワークショップで配布された右の論点ペーパーの目次 (案)
は以下の通りである。

・世界大会レポートのほかに、新たに雑誌を刊行する可能性

・ I L A ニュース・レターのあり方

・ 会員名簿の作成

・ 新しい媒体の利用の可能性

六 財政問題

・ 本部の支出面

・ 本部の収入面 (妥当な会費額、目的別の寄付集めの可能性)

七 結論と勧告

ワークショップでは、右のうち、二から六の項目について順次議論が行われた。現研究主任の Cresswell 氏と次期主任の Soons 氏の共同議長のもと、約七〇名が出席して活発な議論が展開された。

議論に先立ち、議長から、I L A の特徴として、四つの点が指摘された。第一に、会員資格を限定しないオープンな学会であること、第二に、研究対象は狭い意味での国際公法・国際私法にとどまらず、広く国際的な法律問題に及んでいること、第三に、会員は各国の支部に所属し、その連合体として I L A があること、第四に、研究活動は国際委員会を通じて行われ、その総体が I L A の活動であること、以上の四点である。

まず、I L A の使命について、I L A の決議や委員会のレポートがきちんと関係国際機関に送付されているか、との質問

する反対意見も表明された。などの発言があった。

I L A の組織のあり方については、議長から、国際委員会委員の任期を三年とするとの案、本部の研究主任に五名までの委員の指名権を与える案などが紹介され、意見が求められた。概ねこの提案には好意的な反応が多かった。実際の活動をしていない委員の存在を容認すべきでないとの強い主張もなされた。

また、委員会の活動を効率的に進める方法として、ワークショップ・グループを委員会の中に作ることや、E-mailなどを活用したコミュニケーションの改善が必要であるとの指摘もなされた。

出版活動に関しては、既に数回発行されたニューズレターが有益であるとの評価がなされた。また、I L A 自体が新たに法律雑誌を刊行する可能性についても議論がなされた。その他、この約三〇年間の I L A 大会議事録の索引作成を求める発言や、大会の資料をより早く配布するようにすべきであるとの発言などがあった。

最後に、財政問題については、会費以外の財源を求めることなどの発言がなされたものの、それ以上に具体的な発言はみられなかった。

なお、一九七四年のニューデリー大会の際に、すでに今回と同様の問題意識のもとに設置された「将来計画委員会 (Future Planning Committee)」のレポートが提出されており、この中で今一度危機感を持って再検討すること自体に意味があるといえ

があり、研究主任から、関係機関の考慮対象となるようにしかるべく措置している旨の回答があった。なお、大会の約一ヶ月前に、本部会計主任から日本支部宛に本部会費の値上げについて日本支部の意見を求める書簡が送付され、これに対して田畑会長名で、原則として反対はしないが、アカデミックな活動の再活性化を求める旨の書簡を提出していたところ、本部セクレタリーからワークショップでその内容に基づく日本支部としての発言をしてほしい旨の依頼が事前にあったため (本部執行部は承知しているが、一般会員にそのことを紹介してほしいとの趣旨であった)、筆者はこの田畑書簡に基づいて発言を行った。

田畑書簡の趣旨は、本部の財政事情が苦しいことは理解できる

ので二五ポンドへの値上げには反対はしないけれども、本部の一層の努力を求めるものであり、I L A の使命に関連して、最近の国際委員会の中には、気心の知れたメンバーを集めて書籍を出版することにのみ専念するものがみられるけれども、I L A は国際公法・国際私法の原則を明確化し、あるいは法典化する上での世界の頭脳であるべきである、というものである。

次に、具体的な活動内容について、あらゆる法律問題が国際的な広がりを持つようになっているので、国際公法・国際私法に限らず、より広い分野の法律家の参加をより一層求めるべきであること、若い世代の国際委員会委員への指名を促進すべきこと、より現実社会のニーズに応える活動をより積極的に行うべきこと (これに対してはアカデミックな活動の重要性を強調

(道垣内正人)

理事会・総会

理事会は、八月一二日午前及び一七日前の二回開催され、総会は一七日前の理事会に引き続いて開催された。主な決定事項及び報告事項は次の通りである。

(一) 理事会において、一九九八年までを任期とする本部の新プレジデントとして、Bengt Bruns 氏 (フィンランド支部プレジデント) を選出した。

(二) 理事会において、会計主任の Hamed 氏より、本部の財政事情が思わしくなく、現在の支部会員一人当たり二〇ポンドの会費 (支部から本部にまとめて送金している) を、一九九八年一月一日より二五ポンドに値上げする旨諮られ、承認された (本部定款一〇条一項によれば理事会の管轄事項とされている)。ただし、理事会では、途上国の事情を考えると、通常の会員とは別に、本部を通じた国際的活動を希望しない会員というカテゴリーを認め、支部によってはそのような会員をも支部会員とするという途を開くべきであるとの意見もあり (これに

反対する意見もあった、今回の値上げ実施までの間に、なお曲折が予想される。

(3) 理事会において、議長より、一〇〇、〇〇〇ポンドを目標に進められている募金活動は、約八〇、〇〇〇ポンドに達しているが(そのうち約三〇、〇〇〇ポンドは日本支部の努力による旨の言及があり、感謝の意が表明された)、目標額を達成すべくなお協力願いたい旨発言があった。

(4) 常任委員会がとりまとめ、総会に提出された各委員会の決議案は、すべて採択された。なお、「国際養子縁組」に関する委員会については、セッションにおいて準備されたレポー

トに対して多くの批判が表明されたことに鑑み、総会への決議の提出は見送られた。

(5) 研究主任の Crawford 氏の後任として、一九九七年より Alfred H. A. Soons 氏(オランダ)が就任することとなった。

(6) 八月二日の開会式では、フィンランドの Ahlström 大統領及び Hakkarinen 司法大臣が出席、スピーチを行った。

(7) 次回第六八回大会は、一九九八年五月二十四日から三〇日まで台北(台湾)において開催することを決定した。なお、第六九回大会は、二〇〇〇年八月一四日からロンドン(英国)で開催する予定である。その後については、インド、ロシア等が大会招致を検討中である。

また、一九九七年九月にモスクワで、同年一二月にカイロで、

それぞれ地域大会(後者においては特に「WTOと途上国」というテーマで)を開催したい旨、ロシア及びエジプト支部から意向が示され、本部と調整することとされた。

(香西茂・道垣内正人)